朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(7・完)

ERINA調查研究部研究員 三村光弘

はじめに

朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮とする)では、1991年12月に羅津・先鋒自由経済貿易地帯(現在は、羅先経済貿易地帯に名称変更)が初めての経済特区として指定された。その後、新たな経済特区が指定されるという情報が何回か伝えられたが、2002年の後半に新義州特別行政区、開城工業地区、金剛山観光地区の3つの経済特区が設置された。これらの経済特区の設定に伴い、2002年9月12日に『朝鮮民主主義人民共和国新義州特別行政区基本法』が、11月13日には『朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法』が、11月20日には『朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法』が、それぞれ最高人民会議常任委員会の採択により立法された。

今回は新義州特別行政区基本法、開城工業地区法、開城工業地区開発規定、開城工業地区企業創設運営規定、金剛山観光地区法、金剛山観光地区開発規定、金剛山観光地区企業創設運営規定について、その主要な内容と条文から見る各地区の姿について見ていくことにする。

1.新義州特別行政区

(1) 新義州特別行政区基本法

新義州特別行政区(以下、特別行政区または区とする)は、特殊経済地帯として捉えられている羅先経済貿易地帯や後述する開城工業地区、金剛山観光地区とは異なり、「北朝鮮の主権が行使される特殊行政単位」(第1条)つまり立法、司法、行政の三権を持つ地区として規定されている。

特別行政区という発想は、中国の香港特別行政区と類似していると言われている。実際に、特別行政区の綱領的文書に「基本法」という名称を付けるところ、立法、司法、行政の三権を特別行政区に付与しているところ、また現制度を50年間変更しない基本法の内容にも、香港との類似性が認められないことはない。しかし、香港特別行政区は、英国の植民地として独自の司法および行政制度を持っていた香港を中国に復帰させるためにつくられた法律である。中国本土と香港は、制度的にも、生活実態の上でも全く異なった空間であった。

新義州特別行政区がある新義州市は、特区の設置が行われるまでは、北朝鮮の他の地方と変わりのない、一地方都市であった。制度的にも生活実態の上でも、特別行政区を

設置する必然性のないところに、突然特別行政区を設置したのである。

中国憲法は香港、マカオ、台湾の復帰のため、第31条で特別行政区を設置することを予定しており、香港特別行政区の設置、および同基本法による基本的事項の規定は、憲法上の根拠を持つものである。北朝鮮の場合、1998年に改正された現行憲法には、このような特別行政区に関する規定はなく、第37条に特殊経済地帯という概念があるのみである。この特殊経済地帯とは、羅先経済貿易地帯のような経済特区を意味すると解される。憲法上の根拠から言えば、新義州特別行政区の性格は特殊経済地帯と考えるのが妥当である。つまり、新義州特別行政区とは、香港特別行政区とは異なり、比較的付与された権限の大きい経済特区ととらえるべきものである。

この特別行政区には立法権、行政権、司法権が付与され (第2条)、基本法を含む法律制度は50年間変化しない(第3条)。このような特別行政区の性格から、中央政府の内閣、委員会、省、中央機関は、新義州特別行政区の事業に関与しないし、これらの機関が特別行政区に人員を派遣又は駐在させようとする場合には、長官の同意を得ることになっている(第6条)。

国防と外交に関する権限は、国家が留保している。防衛に関しては、必要に応じて特別行政区に軍事人員を駐屯させることができるし、特別行政区の要請により駐屯部隊は社会秩序維持、災害救助を行う(第7条)。外交に関しては、特別行政区は、国家が委任した範囲で、自己の名義で対外事業を行い、新義州特別行政区の旅券を発給できる(第8条)規定がある。また、外国の政治組織の活動は禁止されており(第10条)非常事態が宣布された場合、全国的に適用する法規を実施することになっている(第11条)

経済に関する規定ではまず、地区の建設について特別行政区は、国際的な金融、貿易、商業、工業、先端科学、娯楽、観光地区で構成される(第13条)ようになっており、特別行政区には土地の開発、利用、管理の権限が付与されている。しかし、マスタープランである建設総計画は国家の承認を得る必要がある(第14条)。

財産権に関する規定を見ると、新義州特別行政区の土地 は国家の所有であり、賃貸の形をとるが、賃貸期間は2052 年12月31日までである(第15条)。土地利用権や建物、施 設物の譲渡、賃貸、転貸、抵当は認められている(第16条)。 個人所有の財産を保護し、それに対する相続権を保障する 規定、個人所有の財産を国有化しない規定、国防上の理由 から接収する場合の補償規定が設けられている(第17条)。

労働に関する規定としては、労働年齢は16歳であり(第18条)、勤労者の労働時間を1日8時間、週48時間以内と規定されている(第19条)。特別行政区に創設された企業は基本的に北朝鮮の労働力を採用しなければならない(第20条)。最低賃金は行政区行政府及び共和国当該機関が合意して定める(第21条)ことになっている。また、有給休暇制、社会保障制度等の実施も規定されている(第22条)。

金融貨幣制度については、自身の貨幣金融施策を実施 (第23条)することになっており、公正で特恵的な税金制 度の確立が規定されている。税金の種類及び税率は特別行 政区が定める(第24条)。また、特恵関税制度の実施が定 められており、関税率は新義州特別行政区が定める(第25 条)。

特別行政区の予算は、特別行政区が編成し執行するが、 予算と関連した立法会議決定は最高立法機関に登録しなければならない(第28条)規定がある。これにより、予算に対しては中央政府の意向を反映させることができるようになっている。

特別行政区内で生産した商品に対する検査は、特別行政区が行い、原産地証明書を発給する(第28条)。水上輸送業、航空輸送業以外の特別行政区における企業創設申請に対する審議は区行政府が行う(第30条)。羅先経済貿易地帯において、1999年の改正で企業創設申請の審議がすべて中央政府によることとなったことに比較すると、特別行政区は大きな権限を持っているとも言える。しかし、経済特区に一定程度の企業創設権限を与えるのは、中国などでは常識となっているので、これが新義州の目玉であるとまでは言えない。

文化に関する規定については、先端科学技術の導入は積極的に行い、新たな技術導入を推進する規定を持っている(第35条)。文化分野の施策の実施(第32条)を予定している。教育に関しては、「国家による1年間の就学前義務教育を含む全般的11年制無料義務教育」を区の予算で、実施するとしており、社会科学科目教育については、「共和国の当該機関と合意」が必要である(第33条)。また、学齢前児童の託児所及び幼稚園での保育(第34条)についての規定もある。このように、教育に関して、特に歴史や政治に関する教育については、特別行政区以外の地域との整合性を保つことが原則となっている。

北朝鮮で一般的に社会主義思想教育の一環としての位置

づけがなされている文学芸術活動については、「国の統一及び民族の団結を阻害する文学芸術活動は行うことができない」(第36条)という規定をおいている。また、中央政府が指定する(第37条)「革命事跡地、名勝地、天然記念物及び文化遺物」の保護が義務づけられており、その費用は区の予算から支出される(第37条)。

マスメディアに関しては、特別行政区が区内で新聞、雑誌等の定期刊行物を発行し、逓信、放送網等を運営することになっているが、「住民の健全な社会意識及び区の社会秩序を害する行為を行うことはできない」との規定がある(第40条)。特別行政区内であっても、北朝鮮の思想体系に反する内容の報道はできない。

このように教育、文化、芸術、マスメディアの分野では、 特別行政区外の地域との整合性が重視されるため、北朝鮮 の思想体系や教育体系、教育内容に反する内容、特に歴史 や政治分野での多様な意見は許容されない。

医療、健康に関しては、医療保険制の実施(第38条)と 大衆体育活動の奨励(第39条)が規定されている。

特別行政区住民の権利と任務として、まず住民になる条件が定められている(第42条)。住民とそうでない外国人は、選挙権、被選挙権および区の予算で実施する社会的恩恵を受ける権利を受けられないという違いがある(第57条)。「性別、国籍別、民族別、人種別、言語、財産及び知識程度、政見、信仰によって住民は差別を受けない」(第43条)との規定がある。選挙権および被選挙権は共に17歳以上の住民が持つ(第44条)。また、言論、出版、集会、デモ、ストライキ、結社の自由を持つが、この権利は基本法上の権利ではなく、特別行政区の当該法規により保障されるのみである(第45条)。このような自由を認める法規が制定されなければ、権利は絵に描いた餅である。また、そのような自由を全面的に認める法規が立法された場合、後述する立法手続の過程で中央政府により、登録を拒否される可能性がある。

その他の権利としては、信仰の自由があるが、「宗教を社会秩序を害することに利用できない」との規定も同時に置かれている(第46条)。また、人身及び住宅の不可侵権、書信の秘密、人身の自由(第47条)、居住移転、旅行の自由(第49条)が規定されている。申訴及び請願の権利は特別行政区でも保障されている(第48条)。

そのほか、労働に対する権利、職業選択の自由(第50条) 休息(第51条)、治療を受ける権利(第52条)を有し、新 義州特別行政区の教育施策によって保障される範囲で教育 を受ける権利(第53条)を有する。科学及び文学芸術活動 の自由と著作権、発明権及び特許権の保護(第54条)も規 定されている。

男女平等や産前産後の休暇制等の施策による乳児を持つ 母親及び子どもの保護(第55条)が規定されており、結婚 の自由と法に基づく結婚および家庭の保護(第56条)が規 定されている。

住民の義務としては、「共和国公民」の祖国防衛の義務 (第58条) 住民の法遵守の義務(第58条)が規定されてい る。特別行政府および公務員の法遵守義務については規定 がない。

特別行政区の機構としては、立法会議、長官、行政府、検察所、裁判所が基本法で規定されている。

まず立法会議であるが、この機関は特別行政区の立法権を行使する立法機関である(第60条)。立法会議の議員数は15人で議員は住民の一般的、平等的、直接的選挙原則により秘密投票で選挙する(第61条)としている。議員の被選挙権は特別行政区の住民である「共和国公民」と住民権を持つ外国人がなることができる(第62条)。立法会議の任期は5年であり、議員の任期も5年である(第63条)。立法会議の主な権限は、 法規の制定、修正、補充又は廃止する、 区の予算及びその執行に対する報告の審議、承認、自らが採択した法規の解釈、 行政府の事業監督である(第64条)。

立法議会の議案提案権は議員、長官、行政府にあり(第71条)、採決は出席した議員の過半数で採択される(第72条)。長官は採択された決定について意見を提起することができ、この場合立法会議は1ヶ月以内に再び審議する。

長官による送り返しは、1件の決定につき2回までである(第80条)。ただし、立法会議議員全員の3分の2以上の賛成があった場合は、長官は同意しなければならない(第73条)。

立法会議で採択された決定は、最高立法機関(最高人民会議)に登録しなければならないが、この際に最高立法機関は提出された決定を送り返して修正させることができる(第74条)、立法会議議員が全員一致して決定した採択であっても、最高立法機関は自らの裁量で送り返して修正させることができるので、特別行政区の立法権は最高立法機関に大きく制約される。特別行政区が立法権を持っているとはいっても、中央の裁量によるコントロールが行えるように設計されているのがこの基本法の特徴である。

長官は新義州特別行政区を代表し、自己の事業について 最高立法機関の前に責任を負う(第76条)。長官になるこ とができるのは、新義州特別行政区の住民であって事業能 力があり、住民の信望の高い者とされており、任命及び解 任は最高立法機関が行う(第77条)。主要な長官の権限お よび任務は、 立法会議の決定、行政府の指示を公布し命令を下すこと、 行政府メンバーの任命、解任、 検察、警察の人事権、 大使権及び特使権である。

行政府は、「新義州特別行政区の行政的執行機関であり、全般的な管理機関である」と規定されており、行政府の責任者は長官である(第81条)。行政府の主要な任務および権限は、 区の予算編成および執行対策の作成、 教育、科学、文化、保健、体育、環境保護等の部門の事業、 住民行政事業、 社会秩序維持事業、 建設総計画の作成と、建設許可及び竣工検査、 投資誘致、企業の創設申請の審議、承認、 土地利用権と建物の登録、 税務事業、税関検査、衛生、動植物検疫事業、 インフラ施設の管理である(第83条)。

検察所には、区検察所及び地区検察所があり(第85条) 区検察所が上位にたつ(第89条)、その主要な任務は、 法規順守の監視、 法の定めたところに基づく、犯罪事件 の捜査、起訴である。区検察所は、自己の事業について長 官の前に責任を負う。

裁判所には、区裁判所及び地区裁判所があり(第91条) 区裁判所は終審権を持っている(第98条)。裁判所の任務 は、 提起された事件の裁判、 法人及び個人の合法的権 利及び生命財産の保護、 裁判活動を通じた法規順守教育、 判決、判定の執行(第92条)である。裁判は、専ら法に

判決、判定の執行(第92条)である。裁判は、専ら法に基づいて独自的に行い、何人も裁判活動に干渉することができない(第92条)との規定がある。裁判は、判事1人及び参審員(日本の裁判員に似た制度)2人で構成されるが、場合によって判事3人で裁判を行うこともあるとしている(第95条)。裁判は特殊な事件を除き公開で、被訴者の弁護権は保障される旨の規定がある(第96条)。

基本法の附則では、朝鮮民主主義人民共和国の国籍、国章、国旗、国歌、首都、領海、領空、国家安全に関する法規以外の法規を適用しないことが規定されているほか(附則第1条)、基本法の解釈権は最高人民会議常任委員会にあることが明記されている(附則第4条)。

以上見てきたように、新義州特別行政区とは、香港特別 行政区に似せてつくった経済特区であり、その権限は対外 経済関係の推進分野に限られている。立法会議の立法権も 最終的には最高立法機関のコントロールを受けるため、区 域内の自治についても中央政府のコントロールを受ける。 住民の権利や義務に関する規定も、そこに投資する外国や 大韓民国(以下、韓国とする)の投資家、在外同胞等に安 心して投資してもらうための規定であり、日本で考えられ ているような自由権的基本権が保証されているわけではな い。しかし、外国からの投資を受け入れる際に、経済的な 条件のみを規定するのではなく、一定の社会的な環境が整っていることをアピールするようになったのは、北朝鮮が低税率等の経済的要因だけでは投資を受け入れることが難しいということを理解し、外国の投資家の要望に応えようとする努力だと考えることができる」。

2. 開城工業地区

開城工業地区(以下、工業地区とする)は、韓国の現代 峨山、韓国土地公社、北朝鮮の民族経済連合会、三千里総 会社が主体となって建設を行う、韓国からの投資を主な対 象として、南北の経済交流事業の場として設定された地区 である。開城工業地区では、このような性格から南北の協 議と合意によって事業を行う方式が採用されており、それ が工業地区法や下部規定にも反映されている。

(1) 開城工業地区法

この法律では開城工業地区を「共和国の法に従い管理運営する国際的な工業、貿易、商業、金融、観光地域である」としつつ、民族経済の発展に貢献するという規定をおいている(第1条)。工業地区の開発は、地区の土地を開発業者が賃借して、敷地の整理及びインフラ建設を行い、投資を誘致する方法で行う(第2条)とし、「南側及び海外同胞、外国の法人、個人、経済組織」の投資を認めており、「労働力の採用、土地の利用、税金の納付等の分野で特恵的な経済活動条件」の保障を謳っている(第3条)。

投資奨励項目としては、インフラ建設部門、軽工業部門、 先端科学技術部門があげられており、禁止項目としては、 「社会の安全及び民族経済の健全な発展、住民の健康及び 環境保護に害を与え、又は経済技術的に立ち後れた部門」 があげられている(第4条)。

工業地区の事業に対する指導は工業地区管理機関を通じて、中央工業地区指導機関が行う(第5条)。北朝鮮国内の機関、企業所、団体は、工業地区の事業に関与することを基本的に禁止されている(第6条)。投資家の権利及び利益を保護、投資財産に対する相続権の保障と投資家の財産は国有化しないこと、やむを得ず収用における場合に事前に合意し、価値を補償する原則が定められている(第7条)。また、「法に基づかなければ南側及び海外同胞並びに外国人を拘束、逮捕し、又は身体、住宅を捜索しない」との原則が設定されている。また、身辺安全及び刑事事件と関連して北南間に合意又は共和国と外国の間に締結された

条約がある場合には、それに従うという原則も設定されている(第8条)。

法規で定めない事項に対する処理は、中央工業地区指導機関及び工業地区管理機関が協議して処理する。

工業地区の開発は定められた開発業者が行う(第10条)とされ、開発業者は、中央工業地区指導機関と土地賃貸借契約を締結するが(第11条)土地賃貸期間は、土地利用証を発給した日から50年である(第12条)。

開発業者は、工業地区開発総計画の作成、インフラ建設を行い、工業地区の土地利用権及び建物は、企業に譲渡し、又は転貸することができ、住宅建設業、観光娯楽業、広告業等の営業活動を行うことができる(第13~19条)。

工業地区の管理は、中央工業地区指導機関の指導の下に工業地区管理機関が行う(第21条)が、工業地区管理機関は、開発業者が推薦するメンバーと中央工業地区指導機関が推薦するメンバーで構成される(第24条)。

通行に関しては、韓国から工業地区に出入する「南側及び海外同胞並びに外国人並びに輸送手段」は、「工業地区管理機関が発給した出入証明書を所持し、指定された通路で査証なしで出入することができる」(第28条)と、韓国との交通について主に規定されている。

通信については、「郵便、電話、ファックス等の通信手段を自由に利用」(第29条)でき、広告は、場所、種類、内容、方法、期間等に制限を受けずに行うことができるが、屋外広告は承認制である(第31条)。物資(生産財)の搬出入は届出制となっている(第32条)、工業地区に搬入する物資に対する関税と工業地区から韓国または外国に搬出する物資に対する関税は免除される(第33条)。

工業地区における企業創設は、工業地区管理機関に企業 創設申請書を提出する(第34条)。承認または否決は10日 以内に処理される(第35条)。企業は、従業員を基本的に 「共和国の労働力」で採用しなければならない(第37条)。 企業は、「工業地区外の共和国領域」において経営活動に 必要な物資を購入し、又は生産した製品を「共和国領域」 に販売することができ、「共和国の機関、企業所、団体」 に燃料、資材、部品の加工を委託ができる(第39条)。工 業地区に関連する取引は国際市場価格に準ずる(第40条)。 流通貨幣は転換性外貨で、韓国人から平壌では使えないと の苦情があったクレジットカードの利用が認められている (第41条)。

工業地区の企業所得税率は、決算利潤の14%、インフラ

²⁰⁰⁰年以降、西欧諸国との国交を正常化し、欧州との関係が深まったこととも無関係ではない。投資を受け入れようとすれば、現地に駐在して くる投資家が安心して駐在できる環境をつくることが重要である。また、欧州ではこれまでも企業が発展途上国に投資をした際に「独裁的な政権の 延命に手を貸している」など批判されることも多かったが、投資家にそのような社会的な打撃を受けないように配慮した結果でもあろう。

建設部門及び軽工業部門、先端科学技術部門は10% (第43条)である。外貨の搬出入は自由で、利潤や所得金は、南側地域又は外国に税金なしに送金し、または持ち出すことができる。

紛争解決のメカニズムとしては、南北間で合意した商事 紛争解決手続又は仲裁、裁判手続で解決する(第46条)。 また、附則で南北間で締結された合意書の内容が、この法 と同じ効力を持つこと、この法の解釈権は最高人民会議常 任委員会にあることが規定されている。

(2) 開城工業地区開発規定

開城工業地区開発規定は、2003年4月24日に採択された。この規定は、開発に関連して、開発業者の選定、開発総計画(マスタープラン)の作成、建設、住民の移転、インフラ建設、労働力の利用、開発業者の事業権などについて規定している。

開発業者の選定は中央工業地区指導機関が南北間で結んだ合意書に基づき、開発業者を選定することになっている。 工業地区法で南北間の合意書は同法と同じ効力を持つとしているので、合意書はこの規定の上位に位置すると考えてよい。

開発業者は土地測量と地質調査を行い、土地利用計画、インフラ建設計画、区域別開発計画、段階別投資及び事業推進計画等を含んだ工業地区開発総計画の作成を作成する。このマスタープランの作成にあたっては、中央工業地区指導機関に必要なインフラ実態資料及び気象水文資料等の提供を義務づけている。適時に保障しなければならない。中央工業地区指導機関に提出されたマスタープランは、受理した日から30日以内に内閣の審議を経て、その結果が開発業者に伝えられる。

工業地区の開発は、マスタープランに基づき、開発業者が行う。すでに存在する建物又は付着物の撤去、移設は中央工業地区指導機関と合意しなければならないが、同時に同機関に開発工事に支障がないように、建物又は付着物を適時に撤去又は移設し、住民を移住させる義務を課している。すでに存在する建物又は付着物の撤去、移設、住民移住にかかる費用は、中央工業地区指導機関と協議した価格を開発業者が負担する。

地区内のインフラ建設については、開発業者が行う。工業地区外から工業地区まで繋がるインフラの建設は、中央工業地区指導機関が行うが、インフラ建設に必要な設備、資材を開発業者が商業的方法で保障することもでき、開発業者と協議して、他の投資家がインフラ建設を行い、運営するようにすることもできる。

地区内の建築に関する許可は、工業地区管理機関が行う。 高麗の首都であった開城の特殊性に鑑み、開発過程で歴史 的遺物が発見された場合の処理も規定されているが、厳格 な保護規定は用意されていない。

中央工業地区指導機関の責任として、地区への出入、開発業者が要求する共和国の労働力、物資、用水等の供給が 規定されている。

開発業者の事業権としては、インフラ建設事業、エネルギー供給事業、輸送事業、物資保管事業、広告事業等が規定されており、事業権の第3者への譲渡、委託も許容されている。

(3) 開城工業地区企業創設運営規定

開城工業地区企業創設運営規定は、2003年4月24日に採択された。この規定は、工業地区での企業の創設、登録、運営に関する細則である。

企業創設のためには、経営活動に必要な管理成員と従業員、固定した営業場所等を準備しなければならず、登録資本は総投資額の10%以上でなければならないと規定している。総投資額に対する登録資本の割合は、合弁や外国人企業(外資100%)で30~65%以上と規定されているのに比較すると非常に緩やかな規定といえる。

工業地区に投資を行えるの南側及び海外同胞および外国 の法人、個人、経済組織である。

企業は定款に規定すれば、株式、債券等を発行することができ、株式、債券等は、譲渡・流通することができる。会計は半年、1年間を周期に行うことになっている。会計周期が四半期ではなく、半年ごとでよい点が、外国人投資法に規定された投資とは異なる点である。予備基金(登録資本の増加および経営損失の埋め合わせを用途とする基金)は、登録資本の10%になるまで、積み立てればよい。この規定も、外国人投資法による投資に比べると緩やかである。

この規定ではその他、利潤配当、企業の解散とそれに伴う清算についての規定があるが、企業解散の場合に構成される清算委員会の構成員に法律および会計の専門家が規定されている点が、外国人投資法に規定されている投資とは異なる。投資者は韓国企業を想定しているため、このような規定になっていると思われる。

これまで見てきたように、開城工業地区は民族内部での 経済協力を深めるために設置された地区であるという性格 から、投資条件が外国人投資法に定められる外国人の投資 よりも緩和されている。また、事業の進行方法においては、 南北間での合意書を法と同等に扱うことを規定している。これは、韓国側の開発業者が開城に骨を埋めるつもりで投資をしていると北朝鮮側が見ている結果であろうし、北朝鮮が求めているのは、そのような義理堅い投資家であるということが推測できよう。南側の意見が大きく受け入れられているのは、開発規定と企業創設運営規定の条文からも見て取れる。これまでの北朝鮮の法規には、日本や韓国の六法についているような各条文の内容を示す説明はなかった。今回の開発規定と企業創設運営規定の条文にはこのようなかっこ書きが行われており、これは南北のパートナーが協力して条文の作成、調整にあたっていることを想像させる。

3 . 金剛山観光地区

金剛山観光地区(以下、観光地区とする)は、2002年10月23日に設置され、2002年11月13日に『朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法』が採択された。観光地区が設置される以前にも金剛山観光は行われていたが、輸送手段が海路に限られており、費用と時間がかかるため、観光客数が伸びなやんでいた。今回の観光地区法では、陸路の観光が許容されており、観光は陸路を中心とする流れにある。

南北は、離散家族の面会所を金剛山に設置することに関して協議を重ねており、離散家族の面会所が金剛山に完成すれば、南北合わせて1,000万人に上るといわれる離散家族の面会を行う条件が整うことになる。南北双方にとって、金剛山は景色のよい名山であるだけでなく、引き裂かれた家族が会えるかもしれない、期待の山でもある。

(1) 金剛山観光地区法

観光地区の基本法であるこの法では、観光地区を「共和国の法に従い管理運営する国際的な観光地域」(第1条)と規定している。観光地区における観光は「南側及び海外同胞」が行い、また外国人も行うことができる(第2条)観光の内容としては、「登山、海水浴及び休養」が例示されている(第3条)。観光地区における観光、観光業及びその他の経済活動は、本法及びその施行のための規定に従い行うとされており、法規で定めない事項は、中央観光地区指導機関及び観光地区管理機関が協議して処理する(第4条)。観光地区の開発は、観光地区開発総計画を作成し、開発業者が行う(第7・8条)開発において、自然の破壊につながる行為は禁止されている。

観光地区の管理は、中央観光地区指導機関の指導の下に、 観光地区管理機関が行う。観光地区管理機関は、開発業者 が推薦するメンバーと中央観光地区指導機関が推薦するメ ンバーで構成される。(第10~12条)

観光を行う上では、観光地区管理機関は観光客から観光料を徴収することができる(第16条)。また、観光客による武器等、定められた拡大倍数又は規格を超過するレンズを備えた双眼鏡、望遠鏡、写真機、録画撮影機、無線機等、社会秩序維持に支障をきたすおそれのある各種印刷物等の持ち込みは禁止されている(第17条)。

観光地区の旅行業、宿泊業、娯楽及びサービス施設業等の観光業への投資は、南側及び海外同胞並びに外国の法人、個人、経済組織にが投資することができる。また、ソフトウェア産業のように公害のない先端科学技術部門の投資も観光地区で行うことができる(第21条)。

法律違反への制裁としては、損害賠償、追放等が予定されている(第28条)。紛争解決方法は、南北間で合意した商事紛争手続又は仲裁、裁判手続で解決すると規定されており(第29条)。観光地区法においても、南北間で締結した合意書の内容は、観光地区法と等しい効力を持つとしている。また、観光地区法の解釈権は、最高人民会議常任委員会が持っている。

(2) 金剛山観光地区開発規定

金剛山観光地区開発規定は、2003年4月24日に採択された、韓国地区開発に関連する細則である。ここでは、開発業者の選定、観光地区の区分(名勝地遊覧地域、生活及び奉仕地域、工場区域等)、各区分ごとの開発方法の原則、開発総計画(マスタープラン)作成に関連する北朝鮮側の土地測量と地質調査条件の保障、インフラ実態資料又は気象水文資料等の提供の義務などが規定されている。

そのほか、自然環境の破壊に関する規定(観光地区法と 内容は同じ)建物、付着物の撤去、移設、住民の移住の 方法と開発業者による費用負担の原則、開発業者によるイ ンフラ建設の原則、建設許可、開発過程における歴史的遺 物発見時の処理方法、北朝鮮側の開発事業の条件の保障義 務、労働力、物資、用水等の保障義務などを規定している。

開発業者の事業権としては、インフラ建設、エネルギー 供給、輸送、物資保管、広告等が規定されており、事業権 の第3者への譲渡、委託も許容されている。

③ 金剛山観光地区企業創設運営規定

金剛山観光地区企業創設運営規定は、2003年4月24日に 採択された。この規定は、観光地区での企業の創設、登録、 運営に関する細則である。

内容的には、開城工業地区企業創設運営規定と変わらない。

これまで見てきたように、金剛山観光地区は民族内部での経済協力を深めると同時に、民族の名山という位置づけで、離散家族の面会等を行うための地域としての整備を行おうとしている。風光明媚な山であることから、大規模な観光開発による自然環境の破壊防止にはかなり気を使っていることが環境保護に関する条項から見て取れる。

企業創設等の投資条件は基本的に開城工業地区と同じであり、外国人投資法に定められる外国人の投資よりも緩和された条件が適用されている。また、事業の進行方法においては、南北間での合意書を法と同等に扱うことを規定している。

おわりに

新義州特別行政区、開城工業地区、金剛山観光地区の設置は、2つの意味で北朝鮮の対外経済政策の転換を意味する。まず、経済特区を羅先経済貿易地帯以外に設置したことがあげられる。1999年の改正で自由経済貿易地帯という

枠組みが消え、自由経済貿易地帯法は羅先経済貿易地帯法へと変化した。1998年の憲法改正で「特殊経済地帯」という概念が導入されたが、今回設置された経済特区を見ると、北朝鮮の特区政策は、自由経済貿易地帯のみの政策から、目的別、地域別に様々な特区を設置する方向に変化しつつあるように思われる。

次に、対外経済政策の転換であるが、これは民族内部での経済協力すなわち南北経済協力と、それ以外の外国人の投資を区別し、それぞれに投資類型と条件を用意したことである。南北経済協力では、南側にパートナーを置き、リスクを共同で負担する代わりに、南側の意見を広く取り入れる方法をとっている。

北朝鮮をめぐる国際環境が改善されたとき、対外経済政策が再び変化する可能性は大いにあるが、北朝鮮が外国の投資家よりも韓国の投資家をより信頼できるとみなしているとすれば、南北経済交流とそれ以外の外国人との経済交流の峻別は、当分続くのではないかと思われる。

資料(筆者による翻訳))

1 . 朝鲜民主主義人民共和国新義州特別行政区基本法

チュチェ91(2002)年9月12日 最高人民会議常任委員会政令として採択

第一章 政治

第1条 新義州特別行政区は朝鮮民主主義人民共和国の主権が行使される特殊 行政単位である。

一国家は、新義州特別行政区を中央に直轄させる。

第2条 国家は、新義州特別行政区に立法権、行政権、司法権を付与する。

第3条 国家は、新義州特別行政区の法律制度を50年間変化させない。

第4条 国家は、新義州特別行政区における住民及び非住民の合法的権利及び 利益を保障するようにする。

第5条 国家は、新義州特別行政区における住民及び非住民の身辺を法に基づき保護するようにする。 第6条 朝鮮民主主義人民共和国の内閣、委員会、省、中央機関は、新義州特

第6余 朝鮮氏主主義人氏共和国の内閣、安員会、省、中央機関は、新義州特別行政区の事業に関与しない。

新義州特別行政区に人員を派遣又は駐在させようとする場合には、長官の同意を得る。

第7条 新義州特別行政区の防衛事業は国家が行う。

国家は、必要に応じて新義州特別行政区に軍事人員を駐屯させることができる。

新義州特別行政区は、駐屯部隊に社会秩序維持、災害救助の協力を要求する ことができる。

第8条 新義州特別行政区と関連した外交事業は国家が行う。

新義州特別行政区は、国家が委任した範囲で、自己の名義で対外事業を行い、 新義州特別行政区の旅券を別に発給できる。

第9条 国家は、新義州特別行政区で公式文献を朝鮮語で作成するようにする。 外国語で作成された公式文献には朝鮮語の翻訳文を添付する。

第10条 国家は、新義州特別行政区で外国の政治組織の活動を許容しないようにする。

第11条 国家は、戦争、武装反乱等の事由の発生時、新義州特別行政区で非常 事態を宣布できる。この場合、全国的に適用する法規を実施する。

第二章 経済

第12条 新義州特別行政区の土地及び天然資源は朝鮮民主主義人民共和国の所 有である。

国家は、新義州特別行政区における土地及び天然資源の侵害を許容しない。 第13条 国家は、新義州特別行政区を国際的な金融、貿易、商業、工業、先端 科学、娯楽、観光地区で構成するようにする。

第14条 国家は、新義州特別行政区に土地の開発、利用、管理の権限を付与する。

新義州特別行政区の建設総計画は国家の承認を得る。

対象建設は、承認された建設総計画に沿って行う。

第15条 新義州特別行政区の土地賃貸期間は2052年12月31日までである。

国家は、土地賃貸期間が終了した後も、企業の申請に従ってその期間を延長する。この場合、企業に与えた有利な経営活動条件をそのまま保障する。

第16条 国家は、新義州特別行政区で合法的に得た土地利用権、建物及び施設物を譲渡し、賃貸し、転貸し、抵当とするようにする。

第17条 国家は、新義州特別行政区において個人所有の財産を保護し、それに 対する相続権を保障するようにする。

国家は、新義州特別行政区で個人所有の財産を国有化しない。

国の安全と関連して、個人所有の財産を接収しようとする場合はその価値を補償する。

第18条 新義州特別行政区において、住民の労働する年は16歳からである。 国家は、労働する年に至っていない少年の労働を禁止する。

第19条 国家は、新義州特別行政区における勤労者の労働時間を1日8時間、 週48時間を超過しないようにする。

第20条 国家は、新義州特別行政区に創設された企業が共和国の労働力を採用 するようにする。

必要な職種には、区行政府の承認を得て、外国人を使用できる。

第21条 国家は、新義州特別行政区における勤労者の最低労賃基準を、区行政府及び共和国当該機関が合意して定めるようにする。

第22条 国家は、新義州特別行政区で有給休暇制、社会保障制等の労働施策を 正しく実施するようにする。

第23条 国家は、新義州特別行政区において、自身の貨幣金融施策を実施するようにする。

新義州特別行政区では外貨を制限なく搬出入することができる。

第24条 国家は、新義州特別行政区において公正で特恵的な税金制度を確立するようにする。

税金の種類及び税率は新義州特別行政区が定める。

第25条 国家は、新義州特別行政区において特恵関税制度を確立するようにする。

関税率は新義州特別行政区が定める。

第26条 国家は、新義州特別行政区において会計制度を正しく確立し、計算及 び検証を厳格に行うようにする。

第27条 国家は、新義州特別行政区において自身が予算を編成し執行するようにする。

予算と関連した立法会議決定は最高立法機関に登録する。

第28条 国家は、新義州特別行政区で生産した商品の検査を自身で行い、原産 地証明書を発給するようにする。

第29条 国家は、新義州特別行政区における投資家の投資を奨励するようにする。

国の安全、住民の健康及び環境保護を阻害し、又は経済技術的に立ち遅れた 部門の投資は行うことができない。

第30条 新義州特別行政区における企業創設申請に対する審議は区行政府が行

水上輸送業、航空輸送業は、共和国当該機関の承認を受けてはじめて行える。 第31条 国家は、新義州特別行政区において企業に有利な投資環境及び経済活 動条件を保障するようにする。

新義州特別行政区は人員の出入及び物資、資金、情報、通信交流の便宜を保

第三章 文化

第32条 朝鮮民主主義人民共和国は、新義州特別行政区において文化分野の施 策を正しく実施し、住民の創造的能力を高め、健全な文化情緒的要求を充足さ せるようにする.

第33条 国家は、新義州特別行政区で1年間の就学前義務教育を含む全般的11 年制無料義務教育を区の予算で、高い水準で実施する。 新義州特別行政区において、社会科学科目教育は、共和国の当該機関と合意

しかければからかい

第34条 国家は、新義州特別行政区において学齢前児童を託児所及び幼稚園で 育てるようにする。

第35条 国家は、新義州特別行政区で先端科学技術を受け入れ、新たな科学技 術分野を積極的に開拓するようにする。

第36条 国家は、新義州特別行政区で現代的な文化施設を備え、広範な住民が 文学芸術活動に参加するようにする。

国の統一及び民族の団結を阻害する文学芸術活動は行うことができない。 第37条 国家は、新義州特別行政区にある革命事跡地、名勝地、天然記念物及 び文化遺物を区の予算で特別に保護するようにする。

保護する革命事跡地、名勝地、天然記念物及び文化遺物は共和国の当該機関 が定める。

第38条 国家は、新義州特別行政区で医療保険制を実施するようにする。

新義州特別行政区は伝染病の蔓延等の重大な事態が発生した場合、共和国の 当該機関に依頼して幇助を受けることができる。

第39条 国家は、新義州特別行政区において大衆体育活動を奨励し、住民の体 力を増進させ、体育科学技術を発展させるようにする。

第40条 国家は、新義州特別行政区で新聞、雑誌等の定期刊行物を発行し、逓 信、放送網等を自身で運営するようにする。

定期刊行物、逓信、放送網を利用して、住民の健全な社会意識及び区の社会 秩序を害する行為を行うことはできない。

第41条 国家は、新義州特別行政区において自然資源を保存、造成し、環境汚 染を防止し、住民たちに文化衛生的な生活環境及び労働条件を整えるようにす

第四章 住民の基本権利及び義務

第42条 新義州特別行政区の住民になる条件は次の各号に掲げるとおりであ

- 1.新義州特別行政区が組織される以前に居住した者
- 2 . 共和国公民として、新義州特別行政区の要求に従って区内の機関又は企業 に就職した者
- 3.外国人で合法的な職業を持ち、区に7年以上居住した者
- 4 最高立法機関又は長官が推薦した者

第43条 住民は社会生活の全ての分野において、誰もが同等の権利及び義務を 担う

性別、国籍別、民族別、人種別、言語、財産及び知識程度、政見、信仰によ って住民は差別を受けない。

第44条 新義州特別行政区において17歳以上の住民は選挙権及び被選挙権を有 する。

法に基づき選挙権を奪われた者は、選挙権及び被選挙権を有することはでき ない。

第45条 住民は言論、出版、集会、デモ、ストライキ、結社の自由を持つ。こ の権利は新義州特別行政区の当該法規により保障される。

第46条 住民は信仰の自由を有する。

いかなる者も宗教を社会秩序を害することに利用できない。

第47条 住民は人身及び住宅の不可侵権、書信の秘密を保障される。

法に根拠なく住民を拘束、逮捕し、又は身体、住宅を捜索できない。 第48条 住民は申訴及び請願の権利を有する。

新義州特別行政区は住民の申訴及び請願を公正に審議、処理する。

第49条 住民は居住移転、旅行の自由を有する。

共和国の他の地域又は外国に移住し、又は旅行する秩序は、新義州特別行政 区が定める。

第50条 住民は労働に対する権利を有する。

住民は希望及び才能に沿って住民は職業を選択でき、労働に基づく報酬を受 ける。

第51条 住民は休息する権利を有する。

新義州特別行政区において住民は、共和国が定めた公休日、祝日の休息の保障を受け、外国人は民族の風習に基づく休息の保障を受けることができる。 第52条 住民は治療を受ける権利を有する。

高齢又は病気若しくは障害で労働能力を喪失した人、世話をする人がいない 年寄り及び子どもは、社会保険及び社会保障制度による物質的幇助を受ける。 第53条 住民は教育を受ける権利を有する。この権利は、新義州特別行政区の 教育施策によって保障される。

第54条 住民は、科学及び文学芸術活動の自由を有する。

新義州特別行政区は、法に基づき著作権、発明権及び特許権を特別に保護す

女子は男子と同等の社会的地位及び権利を有する。

新義州特別行政区は、産前産後の休暇制等の施策で、乳児を持つ母親及び子 どもを保護する.

第56条 住民は結婚の自由を有する。

新義州特別行政区は法に基づき結婚及び家庭を保護する。

第57条 新義州特別行政区において住民権を持てなかった外国人は、住民と同 等の権利及び義務を負う。但し、住民権を持たない外国人は選挙権、被選挙権 及び区の予算で実施する社会的恩恵を受ける権利を有することはできない。 第58条 新義州特別行政区の共和国公民は祖国防衛の義務を担う。

新義州特別行政区における軍隊召募秩序は別に定める。

第59条 法規は住民の意思及び利益を反映するもので、区管理の基本手段であ

住民は新義州特別行政区において制定した法規を尊重し、 厳格に遵守しなけ ればならない.

第五音 機構

第1節 立法会議

第60条 立法会議は新義州特別行政区の立法機関である。

立法権は立法会議が行使する。

第61条 立法会議議員数は15人とする。

立法会議議員は住民の一般的、平等的、直接的選挙原則により秘密投票で選 挙する。

第62条 立法会議議員には、新義州特別行政区の共和国公民がなることができ

新義州特別行政区の住民権を持つ外国人も立法会議議員になることができ

第63条 毎期の立法会議の任期は5年である。

立法会議議員の任期は立法会議任期と同じである。

第64条 立法会議の権限は次の各号に掲げるとおりである。

- 1.法規を制定、修正、補充又は廃止する。
- 2.区の予算及びその執行に対する報告を審議、承認する。
- 3.採択した法規を解釈する。

- 4. 長官から行政府の事業報告を聴取し審議する。 5. 長官の提議により、区裁判所所長を任命、解任する。 6. 区裁判所所長の提議に沿って区裁判所判事、地区裁判所所長、判事を任命、 解任する。

第65条 立法会議は定期会議及び非定期会議を開く。

定期会議は四半期に1回、非定期会議は定期会議の休会期間に立法会議議員 全員の3分の1以上の要請に基づき招集する。

会議期間は年に100日以上とする。

第66条 立法会議は、議員全員の3分の2以上が参席してはじめて成立する。

第67条 立法会議は、議長、副議長を置く。

議長、副議長の任期は立法会議の任期と同じである。 第68条 立法会議議長、副議長は、立法会議で選挙する。

議長、副議長は、会議に参席した立法会議議員の半数以上の賛成を得てはじ めて選任される。

第69条 立法会議議長の任務は次の各号に掲げるとおりである。

- 1.立法会議を司会する。
- 2. 立法会議の召集日を定め公布する。
- 3. 立法会議が委任した事業を行う。

第70条 立法会議の副議長は、議長の活動を助ける。

議長が欠院中あるいは職務を遂行できない場合には、それを代理する。

第71条 立法会議の議案は、議員が提出する。

長官及び行政府も立法会議の議案を提出できる。 第72条 立法会議は、決定を下す。

立法会議の決定は、会議に参席した議員の半数以上の賛成を得てはじめて採 択される。

第73条 立法会議は、採択した決定について長官が意見を提起する場合、1カ 月以内に再び審議する。

再審議して採択された決定について長官が意見を提起する場合、立法会議の 議員全員の3分の2以上の賛成を得て採択する。この場合、長官は義務的に同

意する。 第74条 立法会議で採択した決定は、1カ月以内に最高立法機関に登録する。 最高立法機関は、提出された決定に対して登録、又は送り返して修正させる

ことができる。 登録せず送り返した決定は、効力を持たない。

第75条 立法会議の議員は、不可侵権の保証を得る。

立法会議の議員は、現行犯の場合を除いて立法会議の承認なく拘束又は逮捕 することができない。

第2節 長官

第76条 長官は、新義州特別行政区を代表する。

長官は、自己の事業について最高立法会議の前に責任を負う。

第77条 長官には、新義州特別行政区の住民であって事業能力があり、住民の 信望の高い者がなることができる。

長官の任命及び解任は最高立法機関が行う。

第78条 長官は、朝鮮民主主義人民共和国及び新義州特別行政区に忠実である ことを宣誓する。

宣誓は最高人民会議常任委員会の全体会議で行う。

第79条 長官の権限及び任務は次の各号に掲げるとおりである。

- 1.区事業を指導する。
- 2. 立法会議の決定、行政府の指示を公布し命令を下す。
- 3.行政府成員を任命、解任する。
- 4. 区検察所所長を任命、解任する。
- 5.区検察所所長の提議により区検察所副所長、検事、地区検察所所長を任命、 解任する。
- 6.区警察局局長を任命、解任する。
- 7. 区警察局局長の提議により区警察局副局長、部署責任者、地区警察署署長 を任命、解任する。
- 8. 賞状を制定、授与する。
- 9.大使権及び特使権を行使できる。
- 10 その他提起される事業を行う

第80条 長官は、立法会議で採択された決定が区の利益に合致しないと認定し た場合、それを立法会議に送り返し、再び審議させることができる。

立法会議が下した1件の決定について長官は、2回まで送り返すことができ

筆3節 行政府

第81条 行政府は、新義州特別行政区の行政的執行機関であり、全般的な管理 機関である。

行政府の責任者は長官である。

第82条 行政府には、必要な部署を置く。

行政府の部署責任者、警察局局長には、新義州特別行政府区の住民がなる。 第83条 行政府の任務及び権限は次の各号に掲げるとおりである。

- 1. 法規執行事業を組織する。
- 2.区の予算を編成してその執行対策を講じる。
- 3. 教育、科学、文化、保健、体育、環境保護等の各部門の事業を組織し執行 する。
- 4. 住民行政事業を行う。
- 5. 社会秩序維持事業を行う。
- 6.建設総計画を作成する。
- 7.建設許可及び竣工検査を行う。
- 8.投資誘致を行う。
- 9.企業の創設申請を審議、承認する。
- 10. 土地利用権、建物を登録する。
- 11. 税務事業を行う。
- 12. 税関検査、衛生、動植物検疫事業を行う。
- 13. インフラ施設を管理する。
- 14.消防対策を講じる。
- 15. 国家が委任したところに基づき、対外事務を処理する。

第84条 行政府は、指示を下す。

筆 4 節 檢密所

第85条 新義州特別行政府区の検察事業は 区検察所及び地区検察所が行う。 第86条 検察所の任務は次の各号に掲げるとおりである。

- 1. 法規を正確に順守するかを監視する。
- 2.法の定めたところに基づき、犯罪事件について捜査、起訴を行い、法人及 び個人の合法的権利及び生命財産を保護する。

第87条 区検察所所長には、新義州特別行政府の住民がなる。

所長の任期は5年である。

第88条 地区検察所検事の任命、解任は、地区検察所所長の提議により新義州 特別行政区検察所所長が行う。

第89条 新義州特別行政区において、検察事業に対する指導は、区検察所が行

地区検察所は区検察所に服従する。

第90条 新義州特別行政区検察所は、自己の事業について長官の前に責任を負 う。

第5節 裁判所

第91条 新義州特別行政区における裁判は、区裁判所及び地区裁判所が行う。 判決は朝鮮民主主義人民共和国新義州特別行政区の当該裁判所の名義で宣告 する.

第92条 裁判所の任務は次の各号に掲げるとおりである。

- 1.提起された事件について裁判する。
- 2.法人及び個人の合法的権利及び生命財産を保護する。
- 3.裁判活動を通じて法規を正確に順守するよう教育する。
- 4.判決、判定を執行する。

第93条 裁判は、専ら法に基づいて独自的に行う。 何人も裁判活動に干渉することができない。

第94条 区裁判所所長には、新義州特別行政区の住民がなる。 所長の任期は立法会議の任期と同じである。

第95条 裁判は、判事1人及び参審員2人で構成し、裁判を行う。

場合によって判事3人で裁判所を構成し裁判することもできる。

第96条 裁判は、公開し、被訴者の弁護権を保証する。

特殊な事件に対する裁判は、公開しないこともできる。

第97条 裁判は、朝鮮語で行う。 外国人は、裁判において自国の言葉を使うことができる。

第98条 新義州特別行政区において裁判事業に対する監督は、区裁判所が行う。 区裁判所は、最終裁判機関である。

第六章 区章、区旗

第99条 新義州特別行政区は、朝鮮民主主義人民共和国の国章、国旗を使用す るほか、自己の区章、区旗を使用する。

区章、区旗の使用秩序は新義州特別行政区が定める。

第100条 新義州特別行政区の区章は、円形空色の線及び白色の帯内の左右の 下部分に空色の5角形星が描かれ、その上の部分には空色で「朝鮮民主主義人 民共和国」と書かれており、白色の帯に囲まれた空色の下地の中心には木蘭の 花が白色で描かれており、その下の円形の下の部分と重なった空色の帯の部分 には2列で「新義州特別行政区」と白色で書かれている。

円形空色の下地の下部分と空色の帯が重なった部分には白い線がある。

第101条 新義州特別行政区の区旗は、空色の下地の中心に木蘭の花が白色で 描かれている。

旗の縦と横の比率は1:1.5である。

附테

第1条 本法は、採択された日から実施する。

第2条 新義州特別行政区では、朝鮮民主主義人民共和国の国籍、国章、国旗、 国歌、首都、領海、領空、国家安全に関する法規以外の法規を適用しない。 第3条 新義州特別行政区における法規制定は、本法に厳格に準じて行う。 第4条 本法の解釈は、最高人民会議常任委員会が行う。

2. 朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法

チュチェ91(2002)年11月20日 最高人民委員会常務委員会政令として採択

第一章 開城工業地区法の基本

第1条 開城工業地区は、共和国の法に従い管理運営する国際的な工業、貿易、 商業、金融、観光地域である。

朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法は、工業地区の開発及び管理運用に おいて制度及び秩序を厳格に確立し、民族経済を発展させることに貢献する。 第2条 工業地区の開発は、地区の土地を開発業者が賃借して、敷地の整理及 びインフラ建設を行い、投資を誘致する方法で行う。

工業地区は、工場区域、商業区域、生活区域、観光区域等に区分する。

第3条 工業地区では南側及び海外同胞、外国の法人、個人、経済組織が投資 を行うことができる。

投資家は、工業地区に企業を創設し、又は支社、営業所、事務所等を設置し て経済活動を自由に行うことができる。

工業地区では、労働力の採用、土地の利用、税金の納付等の分野で特恵的な 経済活動条件を保障する。

第4条 丁業地区では社会の安全及び民族経済の健全な発展、住民の健康及び 環境保護に害を与え、又は経済技術的に立ち後れた部門の投資及び経営活動を 行うことができない。

インフラ建設部門、軽工業部門、先端科学技術部門の投資は、特に奨励する。

第5条 工業地区の事業に対する統一的指導は中央工業地区指導機関が行う。 中央工業地区指導機関は、工業地区管理機関を通じて、工業地区の事業を指

第6条 機関、企業所、団体は、工業地区の事業に関与することができない。 必要に応じ工業地区の事業に関与しようとする場合には、中央工業地区指導 機関と合意しなければならない。

第7条 工業地区では投資家の権利及び利益を保護し、投資財産に対する相続 権を保障する。

投資家の財産は国有化しない。社会共同の利益と関連してやむを得ず投資家 の財産を収用する場合には、投資家と事前に合意をして、その価値を補償する。 第8条 法に基づかなければ南側及び海外同胞並びに外国人を拘束、逮捕し、 又は身体、住宅を捜索しない。

身辺安全及び刑事事件と関連して北南間に合意又は共和国と外国の間に締結 された条約がある場合には、それに従う。 第9条 工業地区において経済活動は、本法及びその施行のための規定に従っ

て行う。

法規で定めない事項は、中央工業地区指導機関及び工業地区管理機関が協議 して処理する。

第二章 開城工業地区の開発

第10条 工業地区の開発は定められた開発業者が行う。

開発業者を定める事業は中央工業地区指導機関が行う。

第11条 開発業者は、中央工業地区指導機関と土地賃貸借契約を締結しなければならない。

中央工業地区指導機関は、土地賃貸借契約を締結した開発業者に当該機関が 発給した土地利用証を交付しなければならない。

第12条 工業地区の土地賃貸期間は、土地利用証を発給した日から50年とする。 土地賃貸期間が終了した後も、企業の申請により、賃借した土地を継続して 利用することができる。

第13条 開発業者は、工業地区開発総計画を正確に作成し、中央工業地区指導 機関に提出しなければならない。

中央工業地区指導機関は、工業地区開発総計画を受理した日から30日以内に 審議結果を開発業者に通知しなければならない。

第14条 工業地区の開発は、承認された工業地区開発総計画に従い行う。

工業地区開発総計画を変更しようとする場合には、中央工業地区指導機関に申請書を提出し、承認を受ける。

第15条 中央工業地区指導機関は、開発工事に支障をきたさないよう、建物及び付着物を適時に撤去、移設して住民を移住させなければならない。

開発区域内にある建物、付着物の撤去及び移設、住民の移住にかかる費用は 開発業者が負担する。

第16条 開発業者は、開発区域内にある建物及び付着物の撤去事業が終了し次 第、開発工事に着手することができる。

工業地区開発は、段階別に分けて行うことができる。

第17条 工業地区のインフラ建設は開発業者が行う。

開発業者は必要に応じて、電力、通信、用水保障施設等のインフラ対象を他の投資家と共同で建設し、又は譲渡、委託の方法で建設することができる。

第18条 開発業者は、インフラ対象建設が終了し次第、工業地区開発総計画に 従い投資企業を配置しなければならない。

この場合、工業地区の土地利用権及び建物は、企業に譲渡し、又は転貸する ことができる。

第19条 開発業者は、工業地区において住宅建設業、観光娯楽業、広告業等の 営業活動を行うことができる。

第20条 中央工業地区指導機関及び当該機関は、工業地帯開発に支障をきたさないよう、人員の出人と物資の搬出入条件を保障しなければならない。

第三章 開城工業地区の管理

第21条 工業地区に対する管理は、中央工業地区指導機関の指導の下に工業地 区管理機関が行う。

工業地区管理機関は、工業地区の管理運営事業の状況を四半期別に中央工業 地区指導機関に報告しなければならない。

第22条 中央工業地区指導機関の任務は次の各号に掲げるとおりである。

- 322次 「八工業元」 1 開発業者の指定
- 2.工業地区管理機関の事業に対する指導
- 3.工業地区開発事業に対する指導
- 4.対象建設設計文書の合意
- 5. 工業地区法規の施行細則作成
- 6.企業が要求する労働力、用水、物資の保障
- 7. 工業地区で生産された製品の北側地区における販売の実現
- 8 . 工業地区の税務管理
- 9. その他国家から委任された事業

第23条 中央工業地区指導機関は、工業地区の管理運営と関連して提起される 問題を当該機関と正常に協議しなければならない。

当該機関は、中央工業地区指導機関の事業に積極的に協力しなければならない。

第24条 工業地区管理機関は、開発業者が推薦する成員で構成する。

中央工業地区指導機関が推薦する成員も工業地区管理機関の成員となることができる。

第25条 工業地区管理機関の任務は次の各号に掲げるとおりである。

- 1.投資条件の整備と投資誘致
- 2.企業の創設承認、登録、営業許可、
- 3 . 建設許可及び竣工検査
- 4.土地利用権、建物、車両の登録
- 5.企業の経営活動に対する支援
- 6 . インフラ施設の管理
- 7. 工業地区の環境保護、消防対策
- 8. 南側地区から工業地区に出入する人員及び輸送手段の出入証明書の発給
- 9. 工業地区管理機関の作業準則作成
- 10.その他、中央工業地区指導機関が委任する事業

第26条 工業地区管理機関の責任者は理事長である。

理事長は工業地区管理機関の事業全般を組織し、指導する。

第27条 工業地区管理機関は運営資金を持つ。

運営資金は、手数料等の収入金をもって充当する。

第28条 南側地域から工業地区に出入する南側及び海外同胞並びに外国人並びに輸送手段は、工業地区管理機関が発給した出入証明書を所持し、指定された通路で査証なしで出入することができる。

共和国の他の地域から工業地区に出入する秩序、工業地区から共和国の他の 地域に出入する秩序は別に定める。 第29条 工業地区において南側及び海外同胞並びに外国人は、文化、保健、体育、教育分野の生活上の便宜を保障され、郵便、電話、ファックス等の通信手段を自由に利用することができる。

第30条 工業地区に出入、滞留、居住する南側及び海外同胞並びに外国人は、定められたところに従い、開城市の革命史跡地、歴史遺跡・遺物、名勝地、天然記念物等を観光することができる。

開城市人民委員会は、開城市の観光対象及び施設をよく整備し、保存、管理 して必要なサービスを提供しなければならない。

第31条 工業地区において広告は、場所、種類、内容、方法、期間等に制限を 受けずに行うことができる。

但し、野外に広告物を設置する場合には、工業地区管理機関の承認を受ける。 第32条 工業地区において物資の搬出人は申告制とする。

物資を搬出入しようとする者は、搬出入申告書を正確に作成し、物資出入地点の税関に提出しなければならない。

第33条 工業地区に搬入し、又は工業地区から南側又は外国へ搬出する物資及び共和国の機関、企業所、団体に加工を委託する物資に対しては、関税を賦課しない。

外国から搬入した物資をそのまま共和国の他の地域に販売する場合には、関税を賦課することができる。

第34条 検査、検疫機関は、工業地区の出入検査、税関検査、衛生及び動植物 検疫事業を工業地区の安全及び投資誘致に支障をおよぼさないよう、科学技術 的方法で迅速に行わなければならない。

第四章 開城工業地区の企業創設運営

第35条 投資家は工業地区に企業を創設しようとする場合、工業地区管理機関 に企業創設申請書を提出しなければならない。

工業地区管理機関は、企業創設申請書を受理した日から10日以内に、企業創設を承認し、又は否決する決定を行い、その結果を申請者に通知しなければならかい。

第36条 企業創設承認を受けた投資家は、定められた出資を行い、工業地区管理機関に企業登録を行った後、20日以内に当該機関に税関登録、税務登録を行わなければならない。

この場合、定められた文書を提出しなければならない。

第37条 企業は、従業員を共和国の労働力で採用しなければならない。

管理人員及び特殊な職種の技術者、技能工は工業地区管理機関を通じて中央 工業地区指導機関と合意して、南側又は外国の労働力で採用することができる。 第38条 企業は承認を受けた業種の範囲内で経営活動を行わなければならな

業種を増やし、又は変更しようとする場合には、工業地区管理機関の承認を 受けなければならない。

第39条 企業は、工業地区外の共和国領域において経営活動に必要な物資を購入し、又は生産した製品を共和国領域に販売することができる。

必要に応じて、共和国の機関、企業所、団体に燃料、資材、部品の加工を委託することもできる。

第40条 工業地区において商品の価格及びサービス料金並びに企業と共和国の機関、企業所、団体の間で取引される商品の価格は、国際市場価格に準じて、 当事者が合意して定める。

第41条 工業地区において流通貨幣は転換性外貨とし、クレジットカード等を使用することができる。

流通貨幣の種類及び基準貨幣は、工業地区管理機関が中央工業地区指導機関と合意して定める。

第42条 企業は工業地区に設立された銀行に口座を置かなければならない。

工業地区管理機関に届け出て、工業地区外の南側又は外国銀行にも口座を置くことができる。

第43条 企業は会計業務を正確に行い、企業所得税、取引税、営業税、地方税等の税金を適時に納付しなければならない。

工業地区において企業所得税率は、決算利潤の14%とし、インフラ建設部門及び軽工業部門、先端科学技術部門は10%とする。

第44条 工業地区では、外貨を自由に搬出入することができる。

経営活動を行って得た利潤及びその他の所得金は、南側地域又は外国に税金なしに送金し、又は持ち出すことができる。

第45条 工業地区に支社、営業所、事務所等を設置しようとする場合には、工 業地区管理機関に該当する申請を行い、承認を受ける。

支社、営業所は工業地区管理機関に登録をしてはじめて営業活動を行うことができる。

第五章 紛争解決

第46条 工業地区の開発、管理運営及び経営活動と関連した意見の相違は、当事者間で協議の方法で解決する。

協議の方法で解決することができない場合には、北南間で合意した商事紛争 解決手続又は仲裁 裁判手続で解決する

附則

第1条 本法は採択された日から実施する。

第2条 開城工業地区と関連して北南間で締結した合意書の内容は、本法と同じ効力を持つ。

第3条 本法の解釈は、最高人民会議常任委員会が行う。

3. 開城工業地区開発規定

チュチェ92(2003)年4月24日 最高人民会議常任委員会決定第102号として採択

第1条(使命)

本規定は開城工業地区法に基づき、工業地区開発において制度と秩序を厳格に 定め、工業地区を効果的に開発することに貢献する。

第2条(開発業者の選定)

開発業者の選定は中央工業地区指導機関が行う。

中央工業地区指導機関は、北南間で結んだ合意書に基づき、開発業者を選定し なければならない。

第3条(開発総計画の作成)

工業地区開発総計画の作成は開発業者が行う。

開発業者は土地測量と地質調査を行い、工業地区開発総計画を作成しなければ からかい

工業地区総計画には土地利用計画、インフラ建設計画、区域別開発計画、段階 別投資及び事業推進計画等を反映する。

第4条(開発総計画作成に必要な資料保障)

中央工業地区指導機関は工業地区開発総計画の作成に必要なインフラ実態資料 及び気象水文資料等の提供を適時に保障しなければならない。

第5条(開発総計画の審議承認)

開発業者は作成した工業地区開発総計画を中央工業地区指導機関に提出しなけ ればならない。

中央工業地区指導機関は工業地区開発総計画を受理した日から30日以内に内閣 の審議を経て、その結果を開発業者に伝えなければならない。

内閣は工業地区開発総計画に対する修正・補充を要求することができる。

第6条(計画的開発及び変更)

工業地区の開発は承認された工業地区開発総計画に基づき、開発業者が行う。 開発業者は工業地区開発を工業地区開発総計画と異なって行おうとする場合、 中央工業地区指導機関に提起しなければならない。

中央工業地区指導機関は20日以内に提起された内容の処理結果を開発業者に伝 えなければならない。

第7条(建物、付着物の撤去、移設)

開発業者は開発区域の中にある建物又は付着物の撤去、移設に関する事業を中 央工業地区指導機関と合意しなければならない。

中央工業地区指導機関は開発工事に支障がないように、建物又は付着物を適時 に撤去又は移設し、住民を移住させなければならない。

第8条(撤去、移設、住民移住費用)

開発区域内の建物又は付着物の撤去、移設、住民移住にかかる費用は開発業者 が負担する。

開発業者が負担する費用額は、中央工業地区指導機関と開発業者が合意して定 める。

第9条(開発工事着手)

工業地区の開発は段階別に分けて行うことができる。

開発業者は開発区域内にある建物又は付着物の撤去事業が終わり次第、開発工 事に着手しなければならない。

第10条 (インフラ建設) 工業地区のインフラ建設は開発業者が行う。

開発業者は必要に応じて、電力、通信、用水保障施設等のインフラ対象を他の 投資家と共同で建設すること、又は譲渡、委託して建設することができる。 第11条(インフラ施設物の使用料)

インフラ建設部門に投資家は工業地区管理機関に企業登録を行い、経営活動が でき、道路、電気、ガス、用水等の使用料を徴収することができる。この場合、 使用料は工業地区管理機関と協議して定めなければならない。

第12条(工業地区外のインフラ建設)

工業地区外から工業地区まで繋がるインフラの建設は、中央工業地区指導機関 が行う。この場合、中央工業地区指導機関はインフラ建設に必要な設備、資材 を開発業者が商業的方法で保障することができ、開発業者と協議して、他の投 資家がインフラ建設を行い、運営するようにすることもできる。

第13条(企業配置)

関発業者は企業を合理的に配置しなければならない。この場合、工業地区の十 地利用権及び建物を用途別に分けて、企業又は投資家に、譲渡又は賃貸するこ **レができる**。

開発業者は企業の配置、土地利用権及び建物の譲渡、賃貸等の事業を工業地区 管理機関に委託して行うこともできる。

第14条(建設許可)

工業地区内の建設許可は工業地区管理機関が行う。

対象建設を行う者は、工業地区管理機関に対象建設の設計文書を提出して、建 設許可を得なければならない。

第15条 (課題設計文書の保管)

工業地区管理機関は建設許可を行った対象の課題設計文書の写しを中央工業地 区指導機関に提出しなければならない。

中央工業地区指導機関は課題設計文書の写しを受理し、保管しなければならな

· 第16条(歴史的遺物の処理)

工業地区を開発する過程で歴史的遺物を発見した場合には、直ちに中央工業地 区指導機関に伝えなければならない。

中央工業地区指導機関は、歴史的遺物を当該機関と協議して処理しなければな らない。

第17条 (開発事業の条件保障)

中央工業地区指導機関と当該機関は、工業地区開発に支障がないように、人員 の出入、生活上の便宜保障、物資の搬出入条件を責任を持って保障しなければ ならない。

第18条 (労働力、用水、物資の保障)

中央工業地区指導機関は、開発業者が要求する共和国の労働力、物資、用水等 を適時に保障しなければならない。必要に応じて共和国の当該機関、企業所、 団体と開発業者間で契約を結ぶ形で保障することもできる。

第19条 (開発業者の事業権)

開発業者は工業地区のインフラ建設事業、エネルギー供給事業、輸送事業、物 資保管事業、広告事業等の分野の事業権を持つ。

必要に応じて、開発業者は事業権を第3者に譲渡、委託することもできる。

4. 開城工業地区企業創設運営規定

チュチェ92(2003)年4月24日最高人民会議常任委員会決定第103号として採択

第1条(使命)本規定は開城工業地区法に基づき、工業地区での企業の創設、 登録、運営秩序を厳格に定め、企業活動の便宜を保障することに貢献する。 第2条(投資当事者、投資部門)

工業地区には南側及び海外同胞、外国の法人、個人、経済組織が投資すること ができる。

投資は工業、建設、運輸、逓信、科学技術、商業、金融、観光をはじめとする 様々な部門で行うことができる。

第3条(投資奨励)

工業地区ではインフラ建設部門、軽工業部門、先端科学技術部門の企業創設を 特別に奨励する。

奨励部門の企業は税金の減免、有利な土地利用条件の保障等の優待を受ける。 工業地区管理機関は奨励、制限、禁止する業種を中央工業地区指導機関と合意 して公布しなければならない。

第4条(企業創設形式)

工業地区において投資家は、単独又は他の投資家と共同で投資を行い、様々な 形式の企業を創設することができる。

第5条(企業の定款)

企業は定款を持たなければならない。

定款には企業の名称及び住所、創設目的、業種及び規模、総投資額と登録資本、企業責任者、財政検閲員の任務と権限、株式、債券の発行状況、利潤分配、解 散及び清算、定款の修正・補充等の内容を明らかにする。

第6条(企業の経営条件と登録資本)

企業は経営活動に必要な管理成員と従業員、固定した営業場所等を準備しなけ ればからかい

登録資本は総投資額の10%以上でなければならない。

第7条(企業の創設承認、登録機関)

工業地区での企業の創設承認、登録は工業地区管理機関が行う。

工業地区管理機関は企業の創設承認、登録に関する準則を定め、施行しなけれ ばならない。

第8条(企業の創設申請)

投資家は工業地区に企業を創設する場合、工業地区管理機関に企業創設申請書 を提出しなければならない。

企業創設申請書には企業の名称、投資家の名前と住所、企業責任者の名前、総 投資額と登録資本、業種及び規模、投資期間、年間収入額と利潤額、管理機構、 従業員数等を明らかにする。又、企業の定款、資本信用確認書、経済技術打算 書等を添付しなければならない。

第9条(企業創設申請の処理)

工業地区管理機関は企業創設申請書を受理した日から10日以内に検討し、承認 の可否を決定しなければならない。

企業創設を承認した場合には、企業の名称、総投資額と登録資本、業種及び規 模、投資期間、管理成員及び従業員数等を明らかにした企業創設承認書を、否 決した場合には否決通知書を申請者に送らなければならない。

第10条(投資期間)

企業創設の承認を得た投資家は、企業創設承認書に定められた期間内に投資し かければからかい

定められた期間内に投資できない場合には、工業地区管理機関に投資期日延長 申請書を提出、承認を得なければならない。

投資期日は6ヶ月まで延長することができる。

第11条(投資形態)

投資は貨幣財産又は現物財産、財産権等で行うことができる。この場合、投資

財産と財産権の価値評価は、該当する時期の国家市場価格に基づく。

第12条(企業登録申請)

投資家は登録資本又はそれ以上の額の投資を行った後、工業地区管理機関に企 業登録を申請しなければならない。

企業登録申請は、開発業者が工業地区内で営業活動する場合にも行う。

第13条(企業登録申請内容)

企業登録申請書には、企業の名称、投資家の名前と住所、総投資額と登録資本、 業種及び規模、創業予定日、管理成員及び従業員数等を明らかにする。又、企 業創設承認書の写し、土地利用権登録証の写し、投資実績確認文件等を添付す

· 第14条(企業登録申請の処理、企業創業日)

工業地区管理機関は企業登録申請書を受理した日から7日以内に検討し、承認 した場合には企業登録証を発給する。又、否決した場合には否決理由を申請者 に伝えなければならない。

企業登録証を発給した日を企業の創設日とする。

第15条 (税関 税務登録)

企業は企業登録書を受け取った日から20日以内に税関登録、税務登録しなけれ ばならない.

税関登録は工業地区税関で、税務登録は工業地区税務所で行う。

第16条(経営活動範囲及び業種変更)

企業は承認を得た業種の範囲で、経営活動を行わなければならない。

業種を増やす場合、又は変更する場合には、工業地区管理機関の承認を得なけ ればならない。

第17条(株式、債券発行)

企業は定款の定めに基づき、株式、債券等を発行することができる。

株式、債券等は、譲渡・流通することができる。

第18条(経営物資、製品搬出入)

企業は経営活動に必要な物資を制限なく工業地区に搬入すること、又、工業地 区で生産した製品と購入した物資を工業地区外に搬出することができる。 第19条(搬出入申告)

工業地区での物資の搬出入は届出制とする。

物資を搬出入する企業は、物資搬出入地点の税関に届け出て、検査を受けなけ ればならない。

第20条(共和国機関、企業所、団体との連携)

企業は中央工業地区指導機関を通じて共和国の機関、企業所、団体と契約を結 び、経営活動に必要な物資の購入、生産した製品の販売、原料・資材・部分品 を委託加工することができる。

第21条(会計決算)

企業は半年、1年間を周期に会計決算しなければならない。 年間会計決算書は会計検証を受けなければならない。

第22条(予備基金造成)

企業は決算利潤から定められた企業所得税を納付した後、予備基金を造成しな ければならない。

予備基金は登録資本の10%になるまで、毎年の決算利潤の5%を造成し、登録 資本を増やす場合、又は経営損失を埋め合わせる場合に限って利用できる。 第23条(その他の基金造成)

企業は賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の基金を独自に造成し、利用でき

第24条(利潤配当)

企業は年間決算利潤の全部又は一部を出資者に配当することができる。 利潤配当は決算利潤から企業所得税を納付し、予備基金を造成した後、残った 純所得金から行う。

第25条(企業の解散申告)

解散する企業は、理事会又は出資者総会で討議・決定し、解散申告書を工業地 区管理機関に提出しなければならない。

解散申告書を提出した日を企業の解散日とする。

第26条(清算委員会組織)

企業は解散申告書を提出した日から10日以内に解散を公開する。又、企業責任 者、債権者代表と工業地区管理機関が指定する法律及び会計専門家を含め、5 ~ 9名の清算委員会を構成しなければならない。

この場合、清算委員会の構成員は工業地区管理機関の承認を得なければならな

第27条 (清質事業の差手)

清算委員会は構成員の承認を得た日から15日以内に、清算事業に着手しなけれ ばならない。

清算委員会の事業費用は、解散される企業の残った財産から先に支出する。 第28条(清算委員会の事業内容)

清算委員会は次のとおりの事業を行う。

- 1.債権者、債務者に企業の解散を通報する。
- 2.債権者会議を招集する。
- 3.企業の財産を預かり、管理する。
- 4.債権・債務関係を確定し、貸借対照表と財産目録を作成する。
- 5.企業の財産に対する価値評価を行う。
- 6.清算案を作成する。
- 7.税金を納付し債権・債務を清算する。
- 8.清算して残った財産を確定する。
- 9 . その他、清算事業と関連して提起された問題を処理する。

第29条(清算して残った財産に対する税金納付)

清算委員会は、企業を清算して残った財産総額が登録資本を超過する場合、超 過分の5%に該当する額を企業所得税として納付しなければならない。

15年以上運営した企業に対しては、超過分に対する企業所得税を免除する。

第30条(解散申告を行った企業の財産処理)

解散申告を行った企業の財産は、清算事業が終わるまで勝手に処理できない。 企業を清算して残った財産は工業地区内で処理し、又は共和国領外に持ち出す こともできる。

第31条(清算事業の結束内容)

清算委員会は清算事業が終わった場合、清算報告書を作成して企業登録証と共 に工業地区管理機関に提出する。また、企業登録、税関登録、税務登録等を取 り消し、取引銀行の口座を閉めなければならない。

第32条(支社、営業所、個人の営業登録)

工業地区で支社、営業所、個人が営利活動を行う場合には、工業地区管理機関 に登録しなければならない。この場合、工業地区管理機関は該当する登録証を 発給しなければならない。

5. 朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区を設置することについて

チュチェ91(2002)年11月13日 朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会政令

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会は下記の通り、決定する。

- 1. 開城市に民族経済を発展させていくことを基本とする朝鮮民主主義人民共 和国開城工業地区を設置する。
- 2. 開城工業地区は、開城市、子男洞、善竹洞、東興洞、冠訓洞、南門洞、南 安洞、銅峴洞、北安洞、海運洞、扶山洞、満月洞、雲鶴1洞及び高麗洞の -部、恩徳洞の-部、内城洞の-部、駅前洞の-部、龍山洞の-部、雲鶴 2 洞の一部、徳岩洞の一部、保善洞の一部、紡績洞の一部、松獄洞の一部、 南山1洞の一部、南山2洞の一部、板門郡の板門邑の一部、三鳳里の一部、 田斎里の一部とする。
- 3. 開城市板門郡板門邑を鳳東里に改め、板門郡の鳳東里、進鳳里、平和里、 東倉里、板門店里及び三鳳里の一部、田斎里の一部を開城市に、開豊郡の 解線里の一部を開城市松嶽洞に、板門郡の田斎里の一部を仙跡里に合併さ せ、仙跡里を長豊郡に、板門郡の三鳳里の一部を上道里に合併させ、上道 里、大蓮里、禾谷里、嶺井里、新興里、月井里、祖江里、臨漢里、徳水里、

大龍里を開豊郡に移し、板門郡を廃止する。

- 4. 開城工業地区には、朝鮮民主主義人民共和国の主権が行使される。
- 5. 開城工業地区内の現開城市街地は、観光区域のみとし、それに対する管理 は、開城市人民委員会が行う。
- 6 . 朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区の開発のための法人及び個人、その 他経済組織の自由な投資を許容し、その財産を法的に保護する。
- 7. 中央工業地区指導機関は、開城工業地区が建設され、その管理運営が活性 化されるに従い、工業地区をさらに増やすことができるよう、該当する対 策を立てる。
- 8.朝鮮民主主義人民共和国内閣及び当該機関は、この政令を執行するための 実務的対策を立てる。

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会 チュチェ91 (2002)年11月13日 平壌

6 . 朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法

チュチェ91(2002)年11月13日 最高人民会議常任委員会政令として採択

第1条 金剛山観光地区は、共和国の法に従い管理運営する国際的な観光地域 である。

朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法は、観光地区の開発及び管理運営 において制度及び秩序を厳格に確立し、金剛山の自然生態観光を発展させるこ とに貢献する。

第2条 金剛山観光地区において観光は、南側及び海外同胞が行う。

外国人も金剛山観光を行うことができる。

第3条 観光は民族の悠久の歴史、燦爛たる文化を認識し、登山、海水浴及び

休養により健康を増進し、金剛山を遊覧する方法で行う。

第4条 観光地区において観光、観光業及びその他の経済活動は、本法及びその施行のための規定に従い行う。

法規で定めない事項は、中央観光地区指導機関及び観光地区管理機関が協議 して処理する。

第5条 観光地区の事業に対する統一的指導は、中央観光地区指導機関が観光 地区管理機関を通じて行う。

機関、企業所、団体は、観光地区事業に関与する場合、中央観光地区指導機 関と合意しなければならない。

第6条 中央観光地区指導機関の任務は、次の各号に掲げるとおりである。

- 1. 観光地区管理機関の事業に対する指導
- 2. 観光地区開発事業に対する指導
- 3.対象建設設計文書の合意
- 4 . 観光地区法規の施行細則作成
- 5 . 観光地区管理機関が要求する物資及び記念商品の保障
- 6.観光地区の税務管理
- 7. その他、国家から委任された事業
- 第7条 観光地区の開発は、開発業者が行う。

開発業者は、中央観光地区指導機関から当該機関の土地利用証の発給を受けなければならない

第8条 開発業者は中央観光地区指導機関が定めた期間までに観光地区開発及び観光事業権限を行使することができ、その権限の一部を他の投資家に譲渡し、 又は賃貸することができる。

開発業者が行う観光地区開発及び営業活動には税金を賦課しない。

第9条 開発業者は、観光地区開発総計画を作成し、中央観光地区指導機関に 提出しなければならない。

中央観光地区指導機関は、観光地区開発総計画を受理した日から30日以内に 審議結果を開発業者に通知しなければならない。

第10条 開発業者は、承認された観光地区開発総計画を変更しようとする場合、 中央観光地区指導機関に申請書を提出し、承認を受けなければならない。

第11条 開発業者は、観光地の風致林を伐採し、又は名勝地、海岸の松林、海水浴場、奇岩絶壁、優雅で奇妙な山の地形、風景のよい島をはじめとする自然風景並びに洞窟、滝、城跡等の天然記念物及び名勝旧跡を破損し、又は環境保護に支障をきたす建物、施設物を建設してはならず、定められた汚染物質の排出基準、騒音、振動基準等の環境保護基準を保障しなければならない。

第12条 観光地区の管理は、中央観光地区指導機関の指導の下に、観光地区管理機関が行う。

観光地区管理機関は、開発業者が推薦する成員で構成する。

中央観光地区指導機関が推薦する成員も観光地区管理機関の成員となること ができる。

第13条 観光地区管理機関の任務は次の各号に掲げるとおりである。

- 1.観光計画の作成
- 2. 観光資源の調査、開発及び管理
- 3 . 観光宣伝、観光客募集及び観光の組織
- 4.投資誘致及び企業の創設承認、登録、営業許可
- 5 . 土地利用権、建物、車両の登録
- 6 . 観光地区のインフラ施設物の管理
- 7. 観光地区の環境保護、消防対策
- 8. 南側地域から観光地区に出入する人員及び輸送手段の出入証明書発給
- 9. 観光地区管理機関の事業準則作成
- 10. 観光地区管理運営事業の状況と関連した報告書提出
- 11. その他、中央観光地区指導機関が委任する事業

第14条 観光地区管理機関は、観光地区の現代的な浄水場、沈殿池、汚水処理 場等の環境保護施設及び衛生施設を備え、様々な汚水を観光及び環境保護に支 障のないように浄化し、又は処理しなければならない。

第15条 観光地区管理機関は、観光を高い水準で行うことができるよう、観光 の環境及び条件を保障しなければならない。

中央観光地区管理機関は、観光環境及び条件保障において提起される問題を 適時に観光地区管理機関と合意して処理しなければならない。

第16条 観光地区管理機関の運営資金は手数料等の収入金で充当する。

観光地区管理機関は、観光客から観光地入場料を受け取ることができる。 第17条 観光客が携帯することができない物は次の各号に掲げるとおりであ る。

- 1.武器、銃弾、爆発物、凶器
- 2 . 定められた拡大倍数又は規格を超過するレンズを備えた双眼鏡、望遠鏡、 写直機、録画攝影機
- 3.無線機及びその付属品
- 4. 毒薬、麻薬、放射性物質等の有害物質

- 5. 伝染病が発生した地域の物
- 6. 社会秩序維持に支障をきたすおそれのある各種印刷物、図画、文字盤、録音録画物
- 7. 愛玩用ではない動物
- 8. その他観光と関連のない物

第18条 観光客は、単独又は団体で自動車等の車両を利用し、又は徒歩で自由 に観光を行うことができる。

必要に応じて、行事、文芸活動、写真撮影、録画撮影又は投資相談、貿易契 約締結等を行うことができる。

第19条 観光客が守らなければならない事項は次の各号に掲げるとおりである。

- 1. 観光地区管理機関が定めた路程に従って観光しなければならない。
- 2. 社会制度及び住民の生活風習を尊重しなければならない。
- 3 . 民族の和合と美風良俗に適合しない印刷物、図画、録音録画物等を流布してはならない。
- 4. 観光と関連のない対象を撮影してはならない。
- 5.観光地区管理機関が定めた立入禁止又は立入制限区域に入ってはならない。
- 6.通信機材を観光と関連のない目的に利用してはならない。
- 7. 革命事跡地、歴史遺跡物、天然記念物、動植物、温泉等の観光資源に損傷を与える行為を行ってはならない。

第20条 観光客は、金剛山観光地区外の他の観光地を観光することができる。この場合、観光地区管理機関を通じて、観光証明書発給申請を行わなければならない。

第21条 観光地区では、南側及び海外同胞並びに外国の法人、個人、経済組織が投資し、観光業を行うことができる。

観光業には、旅行業、宿泊業、娯楽及びサービス施設業等が属する。

ソフトウェア産業のように公害のない先端科学技術部門の投資も観光地区で 行うことができる。

第22条 観光地区では、観光業及びそれと関連したインフラ建設部門の投資を 奨励する。

金剛山の自然生態環境を破壊し、又は変化させる部門の投資は行うことができない。

第23条 観光地区に投資しようとする者は、観光地区管理機関の企業創設承認 及び営業許可を受けなければならない。

企業創設承認を受けた場合には、定められた出資をして観光地区管理機関に 企業登録を行い、当該機関の税関登録、税務登録を行わなければならない。 第24条 観光地区では、定められた転換性外貨を使用することができる。

転換性外貨の種類及び基準貨幣は、観光地区管理機関が中央観光地区指導機 関と合意して定める。

親光地区において外貨は、自由に搬出入することができる。

第25条 南側地域から観光地区に出入する南側及び海外同胞並びに外国人並びに輸送手段は、観光地区管理機関が発給した出入証明書を所持し、指定された通路で査証なしで出入することができる。

観光地区から共和国の他の地域に出入し、又は他の観光地へ出入する秩序、 共和国の他の地域を通じて観光地区に出入する秩序は別に定める。

第26条 観光地区の出入は、中央観光地区指導機関と観光地区管理機関の間で 合意した通路及び輸送手段で行う。

観光客の輸送手段は、軍事分界線を越えた時から、観光を終え軍事分界線を 越える時まで、定められた観光標識旗のみを掲揚する。

第27条 観光地区に出入する観光客及びその他の人員並びに動植物及び輸送手段は、出入検査、税関検査並びに衛生及び動植物検疫事業を受けなければならない。

検査、検疫機関は、出入検査、税関検査並びに衛生及び動植物検疫事業を観 光地区の安全及び出入に支障をきたさないよう、科学技術的方法で迅速に行わ なければならない。

第28条 本法に違反し、観光地区の管理運営及び観光事業に支障をきたした者には、状況に応じて損害賠償等の制裁を科すことができる。

状況が重大な場合には、追放することができる。

第29条 観光地区の開発、管理運営及び企業活動と関連して発生した意見の相違は、当事者間で協議の方法で解決する。

協議の方法で解決できない場合には、北南間で合意した商事紛争手続又は仲裁、裁判手続で解決する。

附則

第1条 本法は採択された日から施行する。

第2条 金剛山観光地区と関連して北南間で締結した合意書の内容は、本法と 等しい効力を持つ。

第3条 本法の解釈は最高人民会議常任委員会が行う。

7.金剛山観光地区開発規定

チュチェ92(2003)年4月24日 最高人民会議常任委員会決定第106号として採択

第1条(使命)

本規定は金剛山観光地区法に基づき、観光地区開発における制度と秩序を正し く定め、金剛山を国際的な自然生態観光地にすることに貢献する。

第2条(開発業者の選定) 金剛山観光地区の開発業者の選定は中央観光地区指導機関が行う。

中央観光地区指導機関は北南間で結んだ合意書に基づき、開発業者を選定しな

ければならない。

第3条(観光地区の区分)

金剛山観光地区は名勝地遊覧地域、生活及び奉仕地域、工場区域等に分ける。 地区を分ける事業は、開発業者が中央観光地区指導機関と合意して行う。 第4条(名勝地遊覧区域の開発)

名勝地遊覧区域の開発は、自然生態環境をそのまま保存することを原則で行う。

第5条(生活及び奉仕区域の開発)

生活及び奉仕区域の開発は観光宿泊施設と商店、食堂、娯楽場等の奉仕施設の 建設を基本とする。

第6条(丁場区域の開発)

工場区域に開発は観光関連製品生産企業、無公害産業部門の企業を集中的に誘 致する方法で行う.

第7条(開発総計画の作成)

観光地区開発総計画の作成は開発業者が行う。

開発業者は観光地区の土地利用計画、インフラ建設計画、区域別開発計画、段 階別投資及び事業推進計画等を正確に反映して、観光地区開発総計画を作成し なければならない。

第8条(開発総計画作成に必要な条件保障)

中央観光地区指導機関は観光地区開発総計画の作成に必要な土地測量と地質調 **査条件を保障し、インフラ実態資料又は気象水文資料等の提供を保障しなけれ** ばならない.

第9条(開発総計画の審議承認)

開発業者は作成した観光地区開発総計画を中央観光地区指導機関に提出しなけ ればならない.

中央観光地区指導機関は観光地区開発総計画を受理した日から30日以内に審議 結果を開発業者に伝えなければならない。

第10条(計画的開発)

観光地区の開発は承認された観光地区開発総計画に基づき、開発業者が行う。 開発業者は観光地区開発を段階別に分けて行うことができる。

第11条(開発総計画の変更)

開発業者は観光地区開発総計画の重要な内容を変更しようとする場合、中央観 光地区指導機関に提起しなければならない。

中央観光地区指導機関は変更内容を提起された日から20日以内に処理結果を開 発業者に伝えなければならない。

第12条(環境保護、歴史遺跡遺物破損禁止)

観光地区では風致林を切ること、名勝地、海辺の松畑、海水浴場、奇岩絶壁、 優雅で奇妙な山勢、景色のいい島をはじめ自然風致と洞窟、滝、古城跡等の天 然記念物、歴史的な遺物を破損すること、又は環境保護に支障を与える建物、 施設物を建設することができない。

第13条(建物、付着物の撤去、移設)

開発業者は観光区域の中にある建物又は付着物の撤去、移設対象を中央観光地 区指導機関と合意しなければならない。

中央観光地区指導機関は開発工事に支障がないように、建物及び付着物を適時 に撤去又は移設し、住民を移住させなければならない。

第14条(建物、付着物の撤去、移設)

開発区域内の建物又は付着物の撤去、移設、住民移住にかかる費用は開発業者 が負担する。

開発業者が負担する費用額は、中央観光地区指導機関と開発業者が合意して定 める。

第15条 (インフラ建設)

観光地区のインフラ建設は開発業者が行う。

開発業者は必要に応じて電力、通信、用水保障施設等のインフラ対象を他の投 資家と共同で建設し、又は譲渡、委託して建設することもできる。

第16条(インフラ施設物の使用料)

インフラ建設部門に投資する者は、観光地区管理機関に企業登録をすると経営 活動ができる。又、道路、用水、ガス、用水等の使用料を徴収することができる。。 る。この場合、使用料は観光地区管理機関と合意して定めなければならない。 第17条(観光地区外のインフラ建設)

観光地区外から観光地区まで繋がるインフラの建設は、中央観光地区指導機関 が行う。

第18条(企業配置)

開発業者は企業を合理的に配置しなければならない。この場合、観光地区の土 地利用権及び建物を用途別に分けて、企業又は投資家に、譲渡又は賃貸するこ とができる。

開発業者は企業の配置、土地利用権及び建物の譲渡、賃貸等の事業を観光地区 管理機関に委託して行うこともできる。

第19条(建設許可)

観光地区内の建設許可は観光地区管理機関が行う。

企業又は投資家は該当する建設を行おうとする場合、観光地区管理機関に該当 する建設の設計文書を提出して、建設許可を得なければならない。 第20条(課題設計文書の提出、保管)

観光地区管理機関は建設許可を行った対象の課題設計文書の写しを中央観光地 区指導機関に提出しなければならない。

中央観光地区指導機関は課題設計文書の写しを受理、保管しなければならない。 第21条 (歴史的遺物の処理)

観光地区を開発する過程で歴史的遺物を発見した場合には、直ちに中央観光地 区指導機関に伝えなければならない。

中央観光地区指導機関は歴史的遺物を該当機関と合意して処理しなければなら ない。

第22条(開発事業の条件保障)

中央観光地区指導機関と該当機関は、観光地区開発に支障がないように人員の 出入、生活上の便宜保障、物資の搬出入条件を責任を持って保障しなければな らない。

第23条(労働力、用水、物資の保障)

中央観光地区指導機関は、開発業者が要求する共和国の労働力、物資、用水等 を適時に保障しなければならない。

必要に応じて、開発業者は中央観光地区指導機関を通じて、共和国の該当機関、 企業所、団体と開発業者間で契約を結び、労働力、物資、用水等を保障するこ ともできる。

第24条(開発業者の事業権)

開発業者は観光地区のインフラ建設、エネルギー供給、輸送、物資保管、広告 等の分野の事業権を持つ。

この権利は第3者に譲渡、委託することもできる。

8.金剛山観光地区企業創設運営規定

チュチェ92(2003)年5月12日 最高人民会議常任委員会決定第107号として採択

第1条(使命)本規定は金剛山観光地区法に基づき、観光地区での企業の創設、 登録、運営秩序を正しく定め、企業活動の便宜を保障することに貢献する。

第2条(投資当事者)

観光地区には南側及び海外同胞が投資する。

外国の法人、個人、経済組織が投資することができる。

第3条(投資対象)

観光地区で投資家は旅行業、宿泊業、娯楽及び便宜施設業等の観光部門とそれ に関連するインフラ部門建設に投資することができる。

ソフトウェア産業等の公害がない先端科学技術部門の投資も観光地区で行うこ とができる。

第4条(投資の奨励、制限、禁止)

観光地区では観光部門とそれに関連するインフラ建設部門の投資を奨励する。 金剛山の自然生態環境が破壊又は変化する可能性がある投資は、制限又は禁 止する.

観光地区管理機関は奨励、制限、禁止する業種を中央観光指導機関と合意して 公布しなければならない。

第5条(企業創設形式)

投資家は、単独又は他の投資家と共同で様々な形式の企業を創設・運営するこ とができる。

第6条(企業の定款)

企業は定款を持たなければならない。

定款には企業の名称及び住所、創設目的、業種及び規模、総投資額及び登録 資本、企業責任者、財政検閲員の任務及び権限、株式・債券の発行事項、利潤 分配、解散及び清算、定款の修正補充手続等の内容を明らかにしなければなら

ない。 第7条(企業の経営条件と登録資本)

企業は経営活動に必要な管理成員と従業員、固定した営業場所等を準備しなけ ればならない。

登録資本は総投資額の10%以上でなければならない。

第8条(企業の創設承認、登録機関)

観光地区での企業の創設承認、登録は観光地区管理機関が行う。

観光地区管理機関は企業の創設承認、登録に関する準則を定め、施行しなけれ ばならない。

第9条(企業の創設申請)

投資家は観光地区に企業を創設する場合、観光地区管理機関に企業創設申請書 を提出しなければならない。

企業創設申請書には企業の名称、投資家の名前及び住所、企業責任者の名前、 総投資額及び登録資本、業種及び規模、投資期間、年間収入額及び利潤額、管 理機構、従業員数等を明らかにし、又、企業の定款、資本信用確認書、経済技 術打算書等を添付しなければならない。

第10条(企業創設申請の処理)

観光地区管理機関は企業創設申請書を受理した日から10日以内に検討し、承認 の可否を決定しなければならない。

企業創設を承認した場合には、企業の名称、総投資額及び登録資本、業種及び 規模、投資期間、管理成員及び従業員数等を明らかにした企業創設承認書を、 否決した場合には、否決理由を明らかにした通知書を申請者に送付しなければ ならない。

第11条(投資期間)

企業創設承認を受けた投資家は、企業創設承認書に定められた期間内に投資し なければならない。

定められた期間内に投資できない場合には、観光地区管理機関に投資期日延長 申請書を提出、承認を得なければならない。

投資期日は6ヶ月まで延長することができる。

第12条(投資形態、価値評価)

投資は貨幣財産、現物財産、財産権等で行うことができる。

投資した財産と財産権の価値評価は、当該時期の国際市場価格に基づく

第13条(企業登録申請)

投資家は登録資本又はそれ以上の額の投資を行った後、観光地区管理機関に企 業登録を申請しなければならない。

企業登録申請は開発業者が観光地区内で営業活動する場合にも行う。

第14条(企業登録申請書)

企業登録申請書には企業の名称、投資家の名前及び住所、総投資額及び登録資 本、業種及び規模、創業予定日、管理成員及び従業員数等を明らかにするとと もに、企業創設承認書の写し、土地利用権登録証の写し、投資実績確認文書等

第15条(企業登録申請の審議、企業創設日)

観光地区管理機関は企業登録申請書を受理した日から7日以内に検討し、承認 した場合には企業登録証を、否決した場合には否決理由を明らかにした申請書 を申請者に送付しなければならない。

企業登録証を発給した日を企業の創設日とする。

第16条(税関、税務登録)

企業は企業登録書を受け取った日から20日以内に税関登録、税務登録を行わな ければならない。但し、生活及び奉仕区域に創設した企業は税務登録しない。 税関登録は観光地区税関で、税務登録は税務所に行う。

第17条(経営活動範囲、業種変更)

企業は承認を得た業種の範囲で、経営活動を行わなければならない。 業種を増やし、又は変更する場合には、観光地区管理機関の承認を得なければ ならない.

第18条 (環境保護)

企業は浄化場、沈殿地等の環境保護施設及び衛生施設を充分に備えなければな らならず、汚染物質の排出基準、騒音・振動基準等の環境保護基準を正確に守 らなければならない。

第19条 (株式・債券発行)

企業は定款の定めに基づき、株式・債券等を発行することができる。

株式、債券等は、譲渡し、又は流通させることができる。

第20条(経営物資、製品搬出入)

企業は経営活動に必要な物資を制限なく観光地区に搬入し又は観光地区で生産 した製品と購入した物資を観光地区外に搬出することができる。

第21条(搬出入申告)

観光地区での物資の搬出入は届出制とする。

物資を搬出入する企業は、物資搬出入地点の税関に届け出、検査を受けなけれ ばならない。

第22条 (共和国機関、企業所、団体との連携)

企業は中央観光地区指導機関を通じて共和国の機関、企業所、団体と契約を結 び、経営活動に必要な物資の購入し、又は生産した製品の販売、原料・資材・ 部品を委託加工を行うことができる。

第23条(会計決算)

企業の会計決算周期は半年、年間とする。

年間会計決算書は会計検証を受けなければならない。

第24条(予備基金造成)

企業は決算利潤から定められた企業所得税を納付した後、予備基金を造成しな ければならない。

予備基金は登録資本の10%になるまで、毎年の決算利潤の5%を造成し、登録 資本を増やし、又は経営損失を埋め合わせることに限って利用できる。 第25条 (その他の基金造成)

企業は賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の基金を独自に造成し、利用でき

第26条(利潤配当)

企業は決算利潤を出資者に配当することができる。

利潤配当は決算利潤から企業所得税を納付し、予備基金を造成した後、残った 純所得金で行う

第27条(企業の解散申告)

解散しようとする企業は、理事会又は出資者総会で討議・決定し、観光地区管 理機関に解散申告書を提出しなければならない。

解散申告書を提出した日を企業の解散日とする。

第28条(清算委員会組織)

企業は解散申告書を提出した日から10日以内に解散を公開し、企業責任者、債 権者代表と観光地区管理機関が指定する法律及び会計専門家を含め、5~9名 で清算委員会を組織しなければならないこの場合、清算委員会の構成員は観光 地区管理機関の承認を得なければならない。

第29条 (清質事業差手)

清算委員会は組織した日から15日以内に、清算事業に着手しなければならない。 清算委員会の事業費用は、解散される企業の残余財産から先に支出する。

第30条 (清算委員会の事業)

清算委員会は次の各号の事業を行う。

- 1.債権者、債務者に企業の解散を诵報する。
- 2. 債権者会議を招集する。
- 3.企業の財産を引き継ぎ、管理する。
- 4.債権債務関係を確定し、貸借対照表と財産目録を作成する。
- 5.企業の財産に対する価値評価を行う。
- 6.清算案を作成する。
- 7.税金を納付し債権債務を清算する。
- 8.清算して残った財産を確定する。
- 9. その他、清算事業と関連して提起された問題を処理する。

第31条(清算して残った財産に対する税金納付)

清算委員会は企業を清算して残った財産総額が登録資本を超過する場合、超過 分の5%に該当する額を企業所得税として納付しなければならない。

15年以上運営した企業に対しては、超過分に対する企業所得税を免除する。

第32条(解散申告を行った企業の財産処理)

解散申告を行った企業の財産は、勝手に処理できない。

企業を清算して残った財産は観光地区内で処理し、又は共和国領域外に搬出す ることもできる。

第33条(清算事業の終了)

清算委員会は清算事業が終わった場合、清算報告書を作成して企業登録証と共 に観光地区管理機関に提出し、企業登録、税関登録、税務登録を取り消し、取 引銀行の口座を閉めなければならない。

第34条(支社、営業所、個人の営業登録)

観光地区で支社、営業所、個人が営利活動を行おうとする場合には、観光地区 管理機関に登録しなければならない。この場合、観光地区管理機関は該当する 登録証を発給しなければならない。

9.金剛山観光地区を設置することについて

チュチェ91(2002)年10月23日 朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会政令

金剛山は朝鮮の名山、世界の名山である。

わが党と共和国政府の人民的な施策により、天下絶勝の金剛山は、我が人民 の文化休養地として、世界的な嘆賞観光地として、すばらしく整備されている。 今日、金剛山観光は民族全体の大きな期待と関心の中で進められている。 朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会は、国土建設総計画に会わ せ、金剛山観光を活性化するため、下記の通り決定する。

- 1. 江原道高城郡金剛山地区及び通川郡の一部の地域に、名勝地生態観光を基 本とする朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区を設置する。
- 2. 金剛山観光地区は、江原道高城郡の高城邑、温井里及び城北里の一部地域 並びに三日浦、海金剛地域、通川郡の一部地域を含む。
- 3.金剛山観光地区には、朝鮮民主主義人民共和国の主権が行使される。
- 4. 朝鮮民主主義人民共和国は、金剛山観光地区開発のための法人、個人及び その他の経済組織の自由な投資を許容し、その財産を法的に保護する。
- 5. 中央観光地区指導機関は、金剛山観光地区開発が進むのに合わせて、新た な観光対象地を増やすことができる該当する対策を立てる。
- 6. 朝鮮民主主義人民共和国内閣及び当該機関は、本政令を執行するための実 務的対策を立てる。

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会 チュチェ91 (2002)年10月23日 平壌

[・] 開城工業地区開発規定、開城工業地区企業創設運営規定、金剛山観光地区開発規定、金剛山観光地区企業創設運営規定の翻訳においては、 ERINA調査研究部研究補助員の金鎭碩氏に基本的な翻訳をお願いし、その後筆者が加筆・修正を行った。紙面をお借りして金鎭碩氏に謝意を表し たい。

Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (7 - final) (Summary)

Mitsuhiro Mimura Researcher, Research Division, ERINA

The Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) established the Rajin-Sonbong Free Economic and Trade Zone (FETZ), its first special economic zone, in December 1991. No special economic zones were then established until the Sinuiju Special Administrative region came into being following a decree by the Presidium of the Supreme People's Assembly of the Democratic People's Republic of Korea. The Presidium of the DPRK Supreme People's Assembly adopted the basic law on the Sinuiju special administrative region on September 12, 2002. After Sinuiju, the Mt. Kumgang Tourist Zone was established on October 23, 2002, while the Kaesong Industrial Zone was established on November 13, 2002.

The Basic Law of the Sinuiju Special Administrative Zone (Sinuiju SAR) seems similar to China's Basic Law of the Hong Kong Special Administrative Zone (HKSAR). While this is true to a certain extent, it must be realized that the principles upon which the two laws are based differ qualitatively because of the way the two zones were built. Hong Kong was a colony of the United Kingdom for a long time and has enjoyed autonomous legal economic and social systems for many years. The objective of the basic law of HKSAR is to incorporate a very different system into China against a constitutional background (Art. 31 of Chinese constitution). In contrast, the objective of the basic law on the Sinuiju SAR is the foundation of a new system and the separation of the zone from the DPRK. Sinuiju was just a part of the DPRK before the establishment of the Sinuiju SAR.

The basic law of the Sinuiju SAR specifies provisions that seem to guarantee basic human rights; however, they are not equivalent to the rights guaranteed in constitutions and basic laws in Japan, the Republic of Korea or Western countries. They seem to have been inserted in order to make the area seem more civilized, and therefore more attractive to potential investors. This is something that the DPRK has learned through its interaction with those Western European countries that normalized their diplomatic relationships with the DPRK between 2000 and 2002.

With regard to Kaesong Industrial Zone, the Law of the DPRK on the Kaesong Industrial Zone was enacted on Nov. 20, 2002, followed by Regulations on Developing the Kaesong Industrial Zone and Regulations on Business Operation in the Kaesong Industrial Zone, both of which were passed on Apr. 24, 2003.

According to the law, Kaesong Industrial Zone was established as an international industrial, trade, commercial, financial and tourist zone managed and run under the law of the DPRK. Development of the zone will follow the pattern of a developer preparing a site,

conducting infrastructure construction on leased land and attracting investment.

Koreans in the Republic of Korea (hereafter the ROK), overseas Koreans, foreign corporate bodies and individuals and economic organizations can invest in the zone. Investment in infrastructure construction, light industry and high-tech science and technology in particular are to be encouraged. The designated developers, appointed by the central institution guiding the industrial zone, shall undertake the development of the zone.

The leases on land in the zone shall last for 50 years. The industrial zone shall be managed by the industrial zone management institution under the control of the central institution guiding the industrial zone, and the institution managing the industrial zone shall be composed of members recommended by the developers as well as those who are recommended by the central institution. Enterprises in the industrial zone shall hire workers from the DPRK

Disputes shall be settled through the procedures for settling business disputes agreed by the North and the South or through arbitration and trial. The content of the agreement reached between the North and the South as regards the Mt. Kumgang Tourist Zone shall have the same validity as this law.

In relation to the Mt. Kumgang Tourist Zone, the Law of the DPRK on the Mt. Kumgang Tourist Zone was enacted on Nov. 13, 2002, followed by Regulations on Developing the Mt. Kumgang Tourist Zone and Regulations on Business Operation in the Mt. Kumgang Tourist Zone, both of which were passed on Apr. 24, 2003.

According to the law, Mt. Kumgang Tourist Zone is an International Tourist Center managed and operated under DPRK law. Koreans in the ROK and abroad, and foreigners in the zone can conduct tourism-related business there. Tourism-related and other business should be conducted in the zone according to the law and rules for its observation. Developers can exercise their rights to develop the zone and conduct tourism-related business until the end of the period designated by the central institution guiding the tourist zone, and may also transfer or lease some of their rights to other investors. The developer should work out a general plan for the development of the tourist zone. The institution managing the tourist zone under the guidance of the central institution guiding the tourist zone shall manage the tourist zone. Investment is not allowed in projects that may change or pollute the natural ecological environment of Mt. Kumgang.

The same provisions for the settlement of disputes and the validity of the agreement reached between the North and the South apply here as those in the law for Kaesong Industrial Zone.

As mentioned above, among the recently enacted laws and regulations, the author found two kinds of change in the external economic policy of the DPRK. One is that establishment by the DPRK of a special economic zone other than the Rajin-Sonbong Economic and Trade Zone. The other is the DPRK's placing of a higher priority on

inter-Korean economic cooperation. Both Kaesong Industrial Zone and Mt. Kumgang Tourist Zone have more favorable investment conditions than other areas in the DPRK. Since both are zones intended mainly as sites for inter-Korean economic cooperation, it can be said that the DPRK has provided favorable conditions for its compatriots in the ROK.